

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	
1	1	1	2	6		6. 設計図書	1	1	1	2	6	6. 設計図書	設計図書とは、仕様書、契約図面、 現場説明書及び 質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。	【 県独自 】 現場説明書の削除
							1	1	1	2	11	11. 現場説明書	現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	【 削除 】
1	1	1	2	11		11. 質問回答書	1	1	1	2	12	12. 質問回答書	質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書類をいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	12		12. 図面	1	1	1	2	13	13. 図面	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	12		なお、 設計図書 に基づき監督職員が受注者に 指示 した 図面 及び受注者が 提出 し、監督職員が書面により 承諾 した 図面 を含むものとする。	1	1	1	2	13		なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	
1	1	1	2	13		13. 工事数量総括表	1	1	1	2	14	14. 工事数量総括表	工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	14		14. 指示	1	1	1	2	15	15. 指示	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	15		15. 承諾	1	1	1	2	16	16. 承諾	承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	16		16. 協議	1	1	1	2	17	17. 協議	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	17		17. 提出	1	1	1	2	18	18. 提出	提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	18		18. 提示	1	1	1	2	19	19. 提示	提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	19		19. 報告	1	1	1	2	20	20. 報告	報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	20		20. 通知	1	1	1	2	21	21. 通知	通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	21		21. 連絡	1	1	1	2	22	22. 連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	21		なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	1	1	1	2	22		なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	【 番号変更 】
1	1	1	2	22		22. 納品	1	1	1	2	23	23. 納品	納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	23		23. 電子納品	1	1	1	2	24	24. 電子納品	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	24		24. 情報共有システム	1	1	1	2	25	25. 情報共有システム	情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	24		なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。	1	1	1	2	25		なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。	【 番号変更 】
1	1	1	2	25		25. 書面	1	1	1	2	26	26. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	【 番号変更 】
1	1	1	2	26		26. 工事写真	1	1	1	2	27	27. 工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	26		なお、デジタル工事写真の黒板板情報電子化を行う場合は、「 デジタル工事写真の黒板板情報電子化についての一部改定について 」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。	1	1	1	2	27		なお、デジタル工事写真の黒板板情報電子化を行う場合は、「 デジタル工事写真の黒板板情報電子化について 」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。	【 番号変更 】 文書名の修正
1	1	1	2	27		27. 工事帳票	1	1	1	2	28	28. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	【 番号変更 】
1	1	1	2	28		28. 工事書類	1	1	1	2	29	29. 工事書類	工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	【 番号変更 】

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）										現行（令和6年版）											
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文				編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文				改定理由	
1	1	1	2	29		29. 契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。				1	1	1	2	30	30. 契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	30		30. 工事管理台帳	工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。				1	1	1	2	31	31. 工事管理台帳	工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	31		31. 工事完成図書	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。				1	1	1	2	32	32. 工事完成図書	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	32		32. 電子成果品	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。				1	1	1	2	33	33. 電子成果品	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	33		33. 工事関係書類	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。				1	1	1	2	34	34. 工事関係書類	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	33			なお、受注者は、鹿児島県ホームページに掲載の「工事関係書類一覧表」に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。				1	1	1	2	34		なお、受注者は、鹿児島県ホームページに掲載の「工事関係書類一覧表」に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。				【番号変更】
1	1	1	2	34		34. 確認	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確認めることをいう。				1	1	1	2	35	35. 確認	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確認めることをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	35		35. 立会	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認めることをいう。				1	1	1	2	36	36. 立会	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認めることをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	36		36. 段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。				1	1	1	2	37	37. 段階確認	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	37		37. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。				1	1	1	2	38	38. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	38		38. 検査職員	検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。				1	1	1	2	39	39. 検査職員	検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	39		39. 同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。				1	1	1	2	40	40. 同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	39			なお、試験機関において品質を確認するために必要となる費用は、受注者の負担とする。				1	1	1	2	40		なお、試験機関において品質を確認するために必要となる費用は、受注者の負担とする。				【番号変更】
1	1	1	2	40		40. 工期	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。				1	1	1	2	41	41. 工期	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	41		41. 工事開始日	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。				1	1	1	2	42	42. 工事開始日	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	42		42. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。				1	1	1	2	43	43. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	43		43. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。				1	1	1	2	44	44. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	44		44. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。				1	1	1	2	45	45. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	45		45. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。				1	1	1	2	46	46. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	46		46. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。				1	1	1	2	47	47. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。				【番号変更】
1	1	1	2	47		47. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。				1	1	1	2	48	48. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	48		48. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。				1	1	1	2	49	49. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	49		49. SI	SIとは、国際単位系をいう。				1	1	1	2	50	50. SI	SIとは、国際単位系をいう。				【番号変更】
1	1	1	2	50		50. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。				1	1	1	2	51	51. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。				【番号変更】
1	1	1	2	51		51. IIS規格	IIS規格とは、日本産業規格をいう。				1	1	1	2	52	52. IIS規格	IIS規格とは、日本産業規格をいう。				【番号変更】
1	1	1	5	0			また、工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。				1	1	1	5	0		また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。				【修正】 本工事→工事

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）						現行（令和6年版）						改定理由
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	
1	1	1	10	3	3. 名札等の着用	1	1	1	10	3	3. 名札等の着用	【修正】 国に準拠
1	1	1	14	1	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	1	1	1	14	1	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	【修正】 第1編1-1-1-42→第1編1-1-1-43
1	1	1	17	5	5. 返還	1	1	1	17	5	5. 返還	【修正】 又は→または
1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	
1	1	1	19	4	また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	4	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	【修正】
1	1	1	19	5	5. 受領書の交付							【新規追加】 国に準拠
1	1	1	19	6	6. 再生資源利用促進計画	1	1	1	19	5	5. 再生資源利用促進計画	【番号変更】
1	1	1	19	6	また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	5	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	【修正】
1	1	1	19	7	7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等							【新規追加】 国に準拠
1	1	1	19	7	また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。							
1	1	1	19	8	8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知							【新規追加】 国に準拠
1	1	1	19	9	9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等							【新規追加】 国に準拠
1	1	1	19	10	10. 実施書の提出	1	1	1	19	6	6. 実施書の提出	【番号変更】
1	1	1	19	11	11. 建設副産物情報交換システム	1	1	1	19	7	7. 建設副産物情報交換システム	【番号変更】
1	1	1	19	11	なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	19	7	なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	21	1	1. 工事完成通知書の提出	1	1	1	21	1	1. 工事完成通知書の提出	【修正】 監督職員に→監督職員を通じて発注者に
1	1	1	21	7	7. 適用規定	1	1	1	21	7	7. 適用規定	【修正】 第3編3-1-1-6→第3編3-1-1-4

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	
1	1	1	22	5		5. 適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	22	5		5. 適用規定	受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	【修正】 第3編3-1-1-6→第3編3-1-1-4
1	1	1	23	2			なお、土木工事にあつては、中間検査による検査（確認）でも良い。	1	1	1	23	2			なお、中間検査による検査（確認）でも良い。	【修正】 「土木工事にあつては」文字追加
1	1	1	24	3		3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事目的、工期、工事名、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3		3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	【修正】 「工事名」追加 受注者名→施工者名
1	1	1	24	3			また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について（令和7年3月13日土木部長通知）」によるものとする。	1	1	1	24	3			また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について（平成18年11月20日土木部長通知）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の事業主体（発注者）名の取扱いについて（平成19年3月22日技術管理課長通知）」によるものとする。	【修正】 通知の更新
1	1	1	24	3		図1-1-2	標示板の例	1	1	1	24	3		図1-1-2	標示板の例	【修正】 図1-1-2
1	1	1	26	0			受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。	1	1	1	26	0			受注者は、週休二日に取り組み、4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	【修正】 国に準拠
1	1	1	26	0			なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。									【追加】 国に準拠
1	1	1	28	1		1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	28	1		1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	【修正】 国に準拠
1	1	1	28	11			なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	1	1	1	28	11			なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。	【修正】 国に準拠
1	1	1	28	16		16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和4年6月改正法律第68号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	28	16		16. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	【修正】 法律等の更新
1	1	1	28	17		17. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和4年6月改正法律第68号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	28	17		17. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	【修正】 法律等の更新
							受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	32	6			受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	【修正】 通知の更新
1	1	1	32	9		9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号）「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	9		9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号）「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等という。）の使用を積極的に推進するものとする。	【修正】 通知の更新

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	34	5		5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について（鹿児島県土木部長通知、令和7年3月13日）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	【修正】 県独自	
1	1	1	34	14		14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14	14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	【修正】 法律の更新	
1	1	1	36	1	1	(1) 会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	1	1	1	36	1	(1) 会計法（令和元年5月改正 法律第16号）		
1	1	1	36	1	2	(2) 建設業法（令和6年12月改正 法律第49号）	1	1	1	36	1	(2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	3	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	36	1	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）		
1	1	1	36	1	4	(4) 労働基準法（令和6年5月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1	(4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	5	(5) 労働安全衛生法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	6	(6) 作業環境測定法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	7	(7) じん肺法（令和2年4月改正 法律第45号）	1	1	1	36	1	(7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	8	(8) 雇用保険法（令和6年10月改正 法律第47号）	1	1	1	36	1	(8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	9	(9) 労働者災害補償保険法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	10	(10) 健康保険法（令和6年12月改正 法律第48号）	1	1	1	36	1	(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	11	(11) 中小企業退職金共済法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	12	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和6年5月改正 法律第26号）	1	1	1	36	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	13	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和6年12月改正 法律第84号）	1	1	1	36	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	14	(14) 道路法（令和6年4月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1	(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	15	(15) 道路交通法（令和6年11月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1	(15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	16	(16) 道路運送法（令和5年10月改正 法律第18号）	1	1	1	36	1	(16) 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	17	(17) 道路運送車両法（令和6年4月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1	(17) 道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	18	(18) 砂防法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	19	(19) 地すべり等防止法（令和6年4月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1	(19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	20	(20) 河川法（令和6年4月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	21	(21) 海岸法（令和6年4月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1	(21) 海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）		【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	22	(22) 港湾法（令和5年10月改正 法律第87号）	1	1	1	36	1	(22) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）		【修正】 法律等の更新

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	36	1	23	(23)	港則法（令和4年6月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1		(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	24	(24)	漁港漁場整備法（令和6年4月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1		(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	25	(25)	下水道法（令和6年4月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1		(25)	下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	26	(26)	航空法（令和6年3月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1		(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	27	(27)	公有水面埋立法（令和6年6月改正 法律第52号）	1	1	1	36	1		(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	28	(28)	軌道法（令和4年4月改正 法律第41号）	1	1	1	36	1		(28)	軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	29	(29)	森林法（令和6年4月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1		(29)	森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	30	(30)	環境基本法（令和3年9月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1		(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	31	(31)	火薬類取締法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	32	(32)	大気汚染防止法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(32)	大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	33	(33)	騒音規制法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	34	(34)	水質汚濁防止法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	35	(35)	湖沼水質保全特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	36	(36)	振動規制法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	37	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	38	(38)	文化財保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(38)	文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	39	(39)	砂利採取法（令和6年4月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1		(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	40	(40)	電気事業法（令和6年4月改正 法律第44号）	1	1	1	36	1		(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	41	(41)	消防法（令和6年4月改正 法律第58号）	1	1	1	36	1		(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	42	(42)	測量法（令和6年6月改正 法律第54号）	1	1	1	36	1		(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	43	(43)	建築基準法（令和6年11月改正 法律第11号）	1	1	1	36	1		(43)	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	44	(44)	都市公園法（令和6年11月改正 法律第40号）	1	1	1	36	1		(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	45	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	46	(46)	土壌汚染対策法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1		(46)	土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	47	(47)	駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	36	1		(47)	駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	
1	1	1	36	1	48	(48)	海上交通安全法（令和6年4月改正 法律第34号）	1	1	1	36	1		(48)	海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	49	(49)	海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1		(49)	海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	
1	1	1	36	1	50	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和6年11月改正 法律第38号）	1	1	1	36	1		(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	【修正】 法律等の更新
1	1	1	36	1	51	(51)	船員法（令和6年5月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1		(51)	船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	【修正】 法律等の更新

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	36	1	52	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和6年4月改正 法律第24号）	1	1	1	36	1	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	53	(53) 船舶安全法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	54	(54) 自然環境保全法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	55	(55) 自然公園法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	56	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年12月改正 法律第49号）	1	1	1	36	1	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	57	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年9月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	58	(58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	36	1	(58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）		
1	1	1	36	1	59	(59) 技術士法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	60	(60) 漁業法（令和6年7月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	61	(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	1	1	1	36	1	(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	62	(62) 計量法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	63	(63) 厚生年金保険法（令和6年10月改正 法律第47号）	1	1	1	36	1	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	64	(64) 航路標識法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	65	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	1	1	1	36	1	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	66	(66) 最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	67	(67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	1	1	1	36	1	(67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）		
1	1	1	36	1	68	(68) 所得税法（令和7年1月改正 法律第3号）	1	1	1	36	1	(68) 所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	69	(69) 水産資源保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	70	(70) 船員保険法（令和6年12月改正 法律第48号）	1	1	1	36	1	(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	71	(71) 著作権法（令和6年7月改正 法律第55号）	1	1	1	36	1	(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	72	(72) 電波法（令和6年4月改正 法律第87号）	1	1	1	36	1	(72) 電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	73	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	36	1	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）		
1	1	1	36	1	74	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和6年10月改正 法律第47号）	1	1	1	36	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	75	(75) 農薬取締法（令和6年4月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	(75) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	76	(76) 毒物及び劇物取締法（令和6年4月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	(76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	77	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	78	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）	1	1	1	36	1	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	79	(79) 警備業法（令和6年4月改正 法律第63号）	1	1	1	36	1	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	80	(80) 個人情報の保護に関する法律（令和6年4月改正 法律第79号）	1	1	1	36	1	(80) 個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	36	1	81	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和6年11月改正 法律第53号）	1	1	1	36	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	【修正】 法律等の更新	
1	1	1	41	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年7月改正法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	41	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	【修正】 法律等の更新
1	1	1	45	0	1-1-1-45	環境改善の実施	1	1	1	45	0	1-1-1-45	環境改善の実施（工事編）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	
1	1	1	45	0		工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）（令和6年2月26日鹿児島県策定）」に基づき、受発注者相互に協力し、 取り組むものとする。	1	1	1	45	0		工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、 取り組まなければならない。	【 県独自 】 策定日追記
1	2	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル（平成25年12月）	1	2	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	【 修正 】
1	2	2	0	0		国土交通省 発生土利用基準について（平成18年8月）	1	2	2	0	0		国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	【 修正 】 国に準拠
1	2	3	1	8		8. 建設発生土受入れ地の条件	1	2	3	1	8		8. 建設発生土受入れ地の条件	【 修正 】 受入地→受入れ地
1	2	3	3	11		11. 採取土及び購入土運搬時の注意	1	2	3	3	11		11. 採取土及び購入土運搬時の注意	【 修正 】 一般道→一般道路
1	2	3	4	3		3. 基盤面の排水処理	1	2	3	4	3		3. 基盤面の排水処理	【 修正 】 行なわなければならない→行わなければならない
1	2	4	1	13		13. 建設発生土受入れ地	1	2	4	1	13		13. 建設発生土受入れ地	【 修正 】 受入地→受入れ地
1	2	4	2	7		7. 残土運搬時の注意	1	2	4	2	7		7. 残土運搬時の注意	【 修正 】 誤字 土往路→道路
1	2	4	4	5		5. 一層の仕上り厚	1	2	4	4	5		5. 一層の仕上り厚	【 修正 】 路床盛土→路床盛土工
1	3	1	0	3		3. 適用規定（2）	1	3	1	0	3		3. 適用規定（2）	【 修正 】 書籍更新
1	3	2	0	1		1. 適用規定	1	3	2	0	1		1. 適用規定	【 修正 】 国に準拠 下記の→以下の
1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2023年制定】	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月）	【 修正 】 書籍更新
1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2023年制定】	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2017年制定】（2018年3月）	【 修正 】 書籍更新
1	3	2	0	1		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針【2012年版】	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針【2012年版】（平成24年6月）	【 修正 】 国に準拠
1	3	2	0	1		日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年8月）	1	3	2	0	1		日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年9月）	【 修正 】 書籍更新
1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	【 修正 】 法律等の更新
						受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法ー遠心力による細骨材の表面水率試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法ー粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。	1	3	5	4	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法ー遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法ー粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。	【 修正 】 国に準拠 表面水率の試験方法→表面水率試験方法
1	3	5	4	2	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 体積 で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練 混ぜ 設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 容積 で計量してもよいものとする。	【 修正 】 容積→体積
1	3	5	4	2		受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 体積 で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2		受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 容積 で計量してもよいものとする。	【 修正 】 練りまぜ→練混ぜ
1	3	5	4	2	(7)	受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、 練混ぜ 水の一部としなければならない。	1	3	5	4	2	(7)	受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、 練り混ぜ 水の一部としなければならない。	【 修正 】 練り混ぜ→練混ぜ

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	5	4	3		(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「 連続ミキサ の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3		(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「 連続ミキサー の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	【修正】 連続ミキサー→連続ミキサ
1	3	5	4	3			やむを得ず、 練混ぜ 時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。	1	3	5	4	3			やむを得ず、 練り混ぜ 時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。	【修正】 練り混ぜ→練混ぜ
1	3	6	3	3		3.トラックアジテータ	受注者は、運搬車の使用にあたって、 練り混ぜた コンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	3	3		3.トラックアジテータ	受注者は、運搬車の使用にあたって、 練りませた コンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	【修正】 練りませた→練り混ぜた
1	3	6	5	3		3.上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、 パイプレータ を下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。	1	3	6	5	3		3.上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、 パイプレーター を下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。	【修正】 パイプレーター→パイプレータ
1	3	6	5	4		4.狭隆・過密鉄筋箇所における締固め	狭隆・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を 施工前 に施工計画書に記載しなければならない。	1	3	6	5	4		4.狭隆・過密鉄筋箇所における締固め	狭隆・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。	【修正】 国に準拠 「施工前」を追記
1	3	6	9	2		表1-3-3	コンクリートの 湿潤養生期間の目安	1	3	6	9	2		表1-3-3	コンクリートの標準養生期間	【修正】 国に準拠 標準養生期間→湿潤養生期間の目安
1	3	7	3	3		3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔 2023年制定 〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、 2023年3月 ）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3		3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2013年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 書籍更新
1	3	9	2	3		3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	1	3	9	2	3		3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	【修正】 国に準拠 コンクリート標準示方書の改訂に伴う
1	3	10	1	3		3.寒中コンクリートの施工	受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、 練混ぜ 、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。	1	3	10	1	3		3.寒中コンクリートの施工	受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、 練りませ 、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
1	3	10	2	1		(1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	1	3	10	2	1		(1)	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を そのまま 用いてはならない。	【修正】 「そのまま」を削除
1	3	10	2	2		2.熱量損失の低減	受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの 練混ぜ 、運搬及び打込みを行わなければならない。	1	3	10	2	2		2.熱量損失の低減	受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの 練りませ 、運搬及び打込みを行わなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
1	3	12	2	7		7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 トレミー 、 コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする 。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と 協議 しなければならない。	1	3	12	2	7		7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 トレミー またはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	【修正】 国に準拠
1	3	12	2	9		(1)	受注者は、 トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	1	3	12	2	9		(1)	受注者は、 トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	【修正】 国に準拠
1	3	12	3	1		1.一般事項	受注者は、 海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	1	3	12	3	1		1.一般事項	受注者は、 海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	【修正】 国に準拠
1	3	12	3	2		2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2		2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 60cm→600mm
1	3	12	3	3		3.海水からの保護期間	受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、 材齢7日 以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。	1	3	12	3	3		3.海水からの保護期間	受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、 材令7日 以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。	【修正】 誤字 材令→材齢

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	13	3	3			ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、 体積で計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3			ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	【修正】 国に準拠
1	3	14	2	1		(2)	受注者は、注入モルタルを緩やかに 攪拌 でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。	1	3	14	2	1		(2)	受注者は、注入モルタルを緩やかに 攪拌 でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。	【修正】 誤字 攪拌→ 攪拌
1	3	14	3	6		(5)	受注者は、注入が完了するまで、モルタルの 攪拌 を続けなければならない。	1	3	14	3	6		(5)	受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。	【修正】 誤字 攪拌→ 攪拌
2	1	2	0	4		4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、 確認 を受けなければならない。	2	1	2	0	4		4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、 承諾 を受けなければならない。	【修正】 国に準拠 承諾→ 確認
2	2	6	1	2		2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2		2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿 な 構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	【修正】 国に準拠 防湿 な 構造→ 防湿構造
2	2	6	3	5		5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編） [2023年制定] JSCE-D102-2023 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会， 2023年9月 ）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5		5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編） [2018年制定] JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会，2018年10月）の規格に適合するものとする。	【修正】 書籍更新
2	2	7	2	0			JIS A 5506（下水道用マンホール 蓋 ）	2	2	7	2	0			JIS A 5506（下水道用マンホール ふた ）	【修正】 ふた→ 蓋
2	2	8	3	0			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ 令和6年11月改正政令第342号 ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ 令和4年2月改正政令第51号 ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	【修正】 法律等の更新
2	2	12	1	0			JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板 及び金属帯 ）	2	2	12	1	0			JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）	【修正】 国に準拠 「 及び金属帯 」を追記
2	2	12	1	0			ガラス繊維強化プラスチック板（ FRP ）	2	2	12	1	0			ガラス繊維強化プラスチック板（F. R. P）	【修正】 国に準拠 （F. R. P）→（ FRP ）
2	2	13	2	0			JIS C 8430（硬質 ポリ 塩化ビニル電線管）	2	2	13	2	0			JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	【修正】 国に準拠 硬質塩化ビニル→硬質 ポリ 塩化ビニル
3	1	1	4	1		1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ 打合せ簿 により監督職員に提出しなければならない。	3	1	1	4	1		1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ 立会依頼書を所定の様式 により監督職員に提出しなければならない。	【県独自】 立会依頼書→ 打合せ簿
3	1	1	7	2		2. 電子納品の提出	ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（原則CD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。 また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。 電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。	3	1	1	7	2		2. 電子納品の提出	ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（原則CD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。	【県独自】 情報共有システムを用いた場合を追記。
3	1	1	8	7		7. 適用規定	受注者は、当該検査については、第3編3-1-1- 4 監督職員による 確認 及び 立会 等第3項の規定を準用する。	3	1	1	8	7		7. 適用規定	受注者は、当該検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	【修正】 第3編3-1-1-6→第3編3-1-1-4
3	2	2	0	0			日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0			日本グラウト薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	【修正】 日本グラウト薬液注入協会→日本グラウト協会
3	2	2	0	0			環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）	3	2	2	0	0			環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ ポラードの設置便覧（令和3年3月）	3	2	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0			日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（ 令和3年10月 ）	3	2	2	0	0			日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0			日本道路協会 舗装再生便覧（ 令和6年3月 ）	3	2	2	0	0			日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0			日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 〔令和4年度改訂版〕（令和5年2月）	3	2	2	0	0			日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0			建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（ 令和3年4月 ）	3	2	2	0	0			建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	
3	2	2	0	0		建設省 道路 附属物 の基礎について（昭和50年7月）	3	2	2	0	0		建設省 道路付 属物 の基礎について（昭和50年7月）	【修正】 誤字 付属物→附属物
3	2	2	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）	3	2	2	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（令和5年12月）	3	2	2	0	0		厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）	【修正】 書籍更新
3	2	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） 〔2023年制定〕 （2023年9月）	3	2	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書〔2018年制定〕（規準編） （2018年10月）	【修正】 書籍更新
3	2	3	2	4	(7)	以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする	3	2	3	2	4	(7)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。	【修正】 国に準拠（R4.3に修正）
3	2	3	2	4	①	凍結防止材を散布する区間	3	2	3	2	4	①	海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	【修正】 国に準拠（R4.3に修正）
3	2	3	2	4	②	交通量が非常に多い区間	3	2	3	2	4	②	雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	【修正】 国に準拠（R4.3に修正）
3	2	3	2	4	③	海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）	3	2	3	2	4	③	路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	【修正】 国に準拠（R4.3に修正）
3	2	3	2	4	④	温泉地帯など								【追加】 国に準拠（R4.3に修正）
3	2	3	2	4	⑤	雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所								【追加】 国に準拠（R4.3に修正）
3	2	3	2	5	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、バドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZT49の49μm膜厚）以上としなければならない。	3	2	3	2	5	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、バドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。	【修正】 JIS規格の変更に伴う
3	2	3	2	6		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT49）の49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	【修正】 JIS規格の変更に伴う
3	2	3	6	4	4. 反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。	3	2	3	6	4	4. 反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。	【修正】 行わなければならない→行わなければならない
3	2	3	6	15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZT63）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZT49）49μm（膜厚）以上としなければならない。	3	2	3	6	15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/㎡以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/㎡（片面の付着量）以上となければならない。	【修正】 JIS規格の変更に伴う
3	2	3	7	3	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT49）の49μm（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/㎡（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。	【修正】 JIS規格の変更に伴う
3	2	3	13	4		なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。	3	2	3	13	4		なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	【修正】 誤字 越えて→超えて
3	2	3	14	2		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 書籍更新
3	2	3	15	1	1. 円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	3	2	3	15	1	1. 円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	【修正】 国に準拠（R4.3に修正） 「その内容を施工計画書に記載し」を追記

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	
3	2	3	23	3		(6)	3	2	3	23	3		(6)	【修正】 国に準拠（R4.3に修正） 下記に→以下に
3	2	3	25	3		3. 橋歴板記載事項	3	2	3	25	3		3. 橋歴板記載事項	【修正】 国に準拠（R4.3に修正） 製作年月→完成年月
3	2	3	31	16		③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。	3	2	3	31	16		③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。	【修正】 誤字 越えない→超えない
3	2	3	31	16		また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	31	16		また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	【修正】 誤字 色採→色彩
3	2	3	32	2		なお、工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。	3	2	3	32	2		なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。	【修正】 本工事→工事
3	2	4	4	13		(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。	3	2	4	4	13		(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい
3	2	4	4	13		(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3	2	4	4	13		(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい
3	2	4	4	13		(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3	2	4	4	13		(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい
3	2	4	4	14		14. 杭支持層の確認・記録	3	2	4	4	14		14. 杭支持層の確認・記録	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい
3	2	4	4	15		15. 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理	3	2	4	4	15		15. 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理	【修正】 誤字 攪拌→攪拌
3	2	4	4	21		21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手	3	2	4	4	21		21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	
3	2	6	6	4		4. 橋面防水工の施工	3	2	6	6	4		4. 橋面防水工の施工	【修正】 国に準拠（R4.3に修正） 床版面の管理について追記
							3	2	6	7	4			【削除】 国に準拠（R1.6削除）
3	2	6	10	2		2. ポーラスアスファルト混合物の配合	3	2	6	10	2		2. ポーラスアスファルト混合物の配合	【修正】 国に準拠 混合物配合→混合物の配合
							3	2	6	11	6		表3-2-32(2)	【削除】 国に準拠（R6.3削除）

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
								3	2	6	11	6			【別表参照】	【削除】 国に準拠（R6.3削除）	
								3	2	6	12	4		(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	【削除】 国に準拠（R3.3削除）	
3	2	6	12	4		(12)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。									【追加】 国に準拠（R3.3追加）	
3	2	6	12	4		(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	3	2	6	12	4		(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	【修正】 誤字 ブルドーザ→ブルドーザー	
3	2	6	12	8		8. コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練混ぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	8		8. コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	【修正】 練りまぜ→練混ぜ	
3	2	6	12	8		(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練混ぜには、強制練りミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。	3	2	6	12	8		(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。	【修正】 練りまぜ→練混ぜ	
3	2	6	12	8		(3)	受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練り混ぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。	3	2	6	12	8		(3)	受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。	【修正】 練りまぜて→練り混ぜて	
3	2	6	12	13		(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練混ぜ用ミキサーとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。	3	2	6	12	13		(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサーとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。	【修正】 練りまぜ→練混ぜ	
3	2	6	12	13		(8)	転圧コンクリートにおけるコンクリートの練混ぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13		(8)	転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りまぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 練りまぜ→練混ぜ	
3	2	6	12	13			ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難い場合は監督職員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。	3	2	6	12	13			ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難い場合は監督職員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。	【修正】 練りまぜて→練り混ぜて	
3	2	6	13	4		4. 使用機械汚れの除去	受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。	3	2	6	13	4		4. 使用機械汚れの除去	受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。	【修正】 フィニッシャ→フィニッシー	
3	2	6	18	9		9. パッチングの施工の時期、箇所等	受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。	3	2	6	18	9		9. パッチングの施工の時期、箇所等	受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。		
3	2	7	4	3			なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg超える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	3	2	7	4	3			なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg超える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	【修正】 誤字 越える→超える	
3	2	7	5	4		①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4		①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい	
3	2	7	5	4		②	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4		②	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい	
3	2	7	5	4		③	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4		③	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。	【修正】 JIS規格の変更に伴う 遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい	
3	2	7	9	6		(2)	施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。	3	2	7	9	6		(2)	施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。	【修正】 誤字 攪拌→攪拌	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）										現行（令和6年版）										改定理由			
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章		節	条	項
3	2	12	11	12		(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、 色彩 、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				3	2	12	11	12		(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、 色採 、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				【修正】 誤字 色採→色彩	
3	2	14	2	2			種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。なお、種子吹付の主な種子の種類は、下表のとおりとする。				3	2	14	2	2			種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。なお、 植生基材及び 種子吹付の主な種子の種類は、下表のとおりとする。				【修正】 「植生基材及び」の文言削除 「植生工、植生基材吹付工等の種子配合に関する特記仕様書への記載等について」（H28.2.8技術管理室通知）より	
3	2	14	2	2			【別表参照】				3	2	14	2	2			【別表参照】				【泉独自】 「植生工、植生基材吹付工等の種子配合に関する特記仕様書への記載等について」（H28.2.8技術管理室通知）より	
3	2	14	2	6		6. 耳芝	受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に 幅 10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。				3	2	14	2	6		6. 耳芝	受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に 巾 10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。				【修正】 巾→幅	
3	2	14	3	4		4. 補強用金網の設置	受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね 幅 は、10cm以上重ねなければならない。				3	2	14	3	4		4. 補強用金網の設置	受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね 巾 は、10cm以上重ねなければならない。				【修正】 巾→幅	
3	2	14	4	6		6. プレキャスト法枠の設置	受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、 滑り止め用アンカーバー と枠が連結するよう施工しなければならない。				3	2	14	4	6		6. プレキャスト法枠の設置	受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、 滑り止めアンカーバー と枠が連結するよう施工しなければならない。					
3	2	14	7	6		6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの 網目 より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。				3	2	14	7	6		6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの 編目 より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。				【修正】 誤字 編目→網目	
3	2	17	2	1			なお、薬剤については農薬取締法（ 令和5年5月改正 法律第36号 ）に基づくものでなければならない。				3	2	17	2	1			なお、薬剤については農薬取締法（ 令和元年12月改正法律第62号 ）に基づくものでなければならない。				【修正】 法律等の更新	
3	2	17	3	2		2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により 行わなければならない 。				3	2	17	3	2		2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により 行わなければならない 。				【修正】 行わなければ→行わなければ	
3	2	18	2	1		(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を 行わなければならない 。				3	2	18	2	1		(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を 行わなければならない 。				【修正】 行わなければ→行わなければ	
6	3	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の 基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				6	3	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				【修正】 国に準拠 下記の→以下の	
6	3	2	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準（ 令和6年6月 ）					6	3	2	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準（ 令和4年6月 ）					【修正】 書籍更新	
6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（ 令和6年3月 ）					6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（ 令和4年3月 ）					【修正】 書籍更新	
6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（ 令和3年3月 ）					6	3	2	0	0		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（ 令和元年10月 ）					【修正】 書籍更新	
6	4	2	0	0		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（ 令和3年3月 ）					6	4	2	0	0		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（ 令和元年10月 ）					【修正】 書籍更新	
6	4	2	0	0		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（ 令和3年2月 ）					6	4	2	0	0		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（ 平成22年4月 ）					【修正】 書籍更新	
6	4	9	2	2		2. 仮設構造物の点検	受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。				6	4	9	2	2		2. 仮設構造物の点検	受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。				【修正】 国に準拠 変位は→変位が	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下	編	章	節	条

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	
9	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） 【2023年制定】（2023年9月）	9	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） 【2013年制定】（2013年10月）	【修正】 書籍更新
9	1	3	1	0		本節は、掘削工として掘削分類、 過掘 の処理、発破制限、岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	9	1	3	1	0		本節は、掘削工として掘削分類、 過掘り の処理、発破制限、岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	【修正】 誤字 過掘り→過掘
9	1	3	3	0	9-1-3-3	過掘 の処理	9	1	3	3	0	9-1-3-3	過掘り の処理	【修正】 誤字 過掘り→過掘
9	1	3	3	1	1. 一般事項	受注者は、 過掘 のないように施工しなければならない。	9	1	3	3	1	1. 一般事項	受注者は、 過掘り のないように施工しなければならない。	【修正】 誤字 過掘り→過掘
9	1	4	1	1	1. 適用工種	本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、 練混ぜ 、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	9	1	4	1	1	1. 適用工種	本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、 練りませ 、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	5	2	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、 水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	9	1	4	5	2	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、 水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	【修正】 国に準拠 ただし書き以下修正
9	1	4	6	0	9-1-4-6	練混ぜ	9	1	4	6	0	9-1-4-6	練りませ	
9	1	4	6	1	1. 一般事項	受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを 練り混ぜ なければならない。	9	1	4	6	1	1. 一般事項	受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを 練りませ なければならない。	【修正】 練りませ→練り混ぜ
9	1	4	6	2	2. ミキサーの 練混ぜ 性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサーの 練混ぜ 性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	2	2. ミキサーの 練りませ 性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサーの 練りませ 性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	6	3	3. 使用機器	受注者は、コンクリートの 練混ぜ にあたっては、バッチミキサーを用いなければならない。	9	1	4	6	3	3. 使用機器	受注者は、コンクリートの 練りませ にあたっては、バッチミキサーを用いなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	6	5	5. 1練りの量及び 練混ぜ 時間の決定	受注者は、1練りの量及び 練混ぜ 時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	9	1	4	6	5	5. 1練りの量及び 練りませ 時間の決定	受注者は、1練りの量及び 練りませ 時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	6	5	(1)	可傾式ミキサーの 練混ぜ 時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。	9	1	4	6	5	(1)	可傾式ミキサーの 練りませ 時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	6	5	表9-1-1	ミキサーの標準最小 練混ぜ 時間	9	1	4	6	5	表9-1-1	ミキサーの標準最小 練りませ 時間	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	6	5	(2)	受注者は、強制練りミキサーを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）により 練混ぜ 性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	(2)	受注者は、強制練りミキサーを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）により 練りませ 性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	6	6	6. 練混ぜ 時間の範囲	練混ぜ 時間は、本案5項で決定した時間の3倍以下とする。	9	1	4	6	6	6. 練りませ時間の範囲	練りませ 時間は、本案5項で決定した時間の3倍以下とする。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	1	4	9	6	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材齢3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は 材齢 4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は 材齢 5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	9	1	4	9	6	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材齢3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は 材令 4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は 材令 5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	【修正】 誤字 材令→材齢
9	1	9	2	2	2. 氷使用時の注意	受注者は、 練混ぜ に用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。	9	1	9	2	2	2. 氷使用時の注意	受注者は、 練りませ に用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。	【修正】 練りませ→練混ぜ
9	2	3	1	0		本節は、掘削工として掘削分類、 過掘 の処理、発破制限、基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	9	2	3	1	0		本節は、掘削工として掘削分類、 過掘り の処理、発破制限、基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	【修正】 誤字 過掘り→過掘
9	2	3	3	0	9-2-3-3	過掘 の処理	9	2	3	3	0	9-2-3-3	過掘り の処理	【修正】 誤字 過掘り→過掘

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	2	3	3	1		1. 一般事項	受注者は、 過掘 のない様に施工しなければならない。	9	2	3	3	1		1. 一般事項	受注者は、 過掘り のない様に施工しなければならない。	【修正】 誤字 過掘り→過掘
9	2	3	3	2		2. 過掘りの処理	受注者は、 過掘 をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。	9	2	3	3	2		2. 過掘りの処理	受注者は、 過掘り をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。	【修正】 誤字 過掘り→過掘
9	3	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の 基準類によるものとし、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	9	3	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の 基準類によるものとし、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 下記→以下の
9	3	4	8	2		2. 追加グラウチング	受注者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを 行わなければならない 。	9	3	4	8	2		2. 追加グラウチング	受注者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを 行わなければならない 。	【修正】 行わなければならない→行わなければならない
10	1	2	0	0			日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0			日本建設施行協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	【修正】 日本建設施行協会→日本建設機械施工協会
10	1	10	5	4		4. 蓋の設置	受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう 平坦 に施工しなければならない。	10	1	10	5	4		4. 蓋の設置	受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう 平坦 に施工しなければならない。	【修正】 誤字 平坦→平坦
10	2	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ ボラードの設置便覧 （令和3年3月）	10	2	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月）	【修正】 書籍更新
10	2	2	0	0			日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年10月）	10	2	2	0	0			日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）	【修正】 書籍更新
10	2	2	0	0			日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック（令和3年3月）	10	2	2	0	0				【追加】 国に準拠（R4.3追加）
10	2	2	0	0			日本道路協会 舗装種別選定の手引き（令和3年12月）	10	2	2	0	0				【追加】 国に準拠（R4.3追加）
10	2	2	0	0			土木学会 舗装標準示方書[2023年制定]（令和5年10月）	10	2	2	0	0			土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	【修正】 書籍更新
10	2	4	10	4		4. 初期養生	初期養生は、 十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し 、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4		4. 初期養生	初期養生は、 コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/㎡程度を入念に散布し 、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	【修正】 養生方法の記載を修正
10	2	5	1	2		2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工 要綱 の排水施設の施工の規定及び 本編 10編10-2-5-3側溝工、10編10-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	5	1	2		2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工 要綱 の排水施設の施工の規定及び10編10-2-5-3側溝工、10編10-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 誤記 要領→要綱
10	2	9	1	3		3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、 第3編 3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3		3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 「第3編」追記
10	2	9	2	2		2. 錆止めペイント	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合する ものとする 。	10	2	9	2	2		2. 錆止めペイント	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合する ものを用いる 。	【修正】 国に準拠 ものを用いる。→ものとする。
10	3	2	0	0			日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧【令和4年度改訂版】（令和5年2月）	10	3	2	0	0			日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	【修正】 書籍更新
10	3	6	8	9		9. 吸出し防止材の施工	受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が 流出 しないように施工しなければならない。	10	3	6	8	9		9. 吸出し防止材の施工	受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が 流失 しないように施工しなければならない。	【修正】 誤記 流失→流出
10	3	12	4	0			プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の 規定 による。	10	3	12	4	0			プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の施工による。	【修正】 誤記 施行→規定
10	4	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	10	4	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	【修正】 書籍更新
10	4	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ ボラードの設置便覧 （令和3年3月）	10	4	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月）	【修正】 書籍更新
								10	4	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	【削除】 国に準拠（R4.3削除）
10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）									【追加】 国に準拠（R4.3追加）
10	4	2	0	0			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）									【追加】 国に準拠（R4.3追加）

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年11月）									【追加】 国に準拠（R4.3追加）	
							日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	10	5	2	0	0			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月）		【修正】 書籍更新
10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）									【追加】 国に準拠（R4.3追加）	
10	5	2	0	0			日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）									【追加】 国に準拠（R4.3追加）	
10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年11月）									【追加】 国に準拠（R4.3追加）	
10	5	6	1	6		6. 定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	10	5	6	1	6		6. 定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具伸の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。		【修正】 誤記 接続具伸→接続具
10	5	6	2	1		1. プレフレクション（応力導入）の施工	プレフレクション（応力導入）の施工については、以下の規定による。	10	5	6	2	1		1. プレフレクション（応力導入）の施工	プレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。		【修正】 国に準拠 下記の→以下の
10	5	6	2	2		2. リリース（応力解放）の施工	リリース（応力解放）の施工については、以下の規定による。	10	5	6	2	2		2. リリース（応力解放）の施工	リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。		【修正】 国に準拠 下記の→以下の
10	5	6	2	6		6. 主桁製作設備の施工	受注者は、主桁製作設備の施工については、以下の規定による。	10	5	6	2	6		6. 主桁製作設備の施工	受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。		【修正】 国に準拠 下記の→以下の
10	5	6	7	0			部分プレストレスの施工については、以下の規定によるものとする。	10	5	6	7	0			部分プレストレスの施工については、下記の規定によるものとする。		【修正】 国に準拠 下記の→以下の
10	5	12	2	5		5. 主桁製作設備の施工	主桁製作設備の施工については、以下の規定による。	10	5	12	2	5		5. 主桁製作設備の施工	主桁製作設備の施工については、下記の規定による。		【修正】 国に準拠 下記の→以下の
10	6	2	0	0			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	10	6	2	0	0			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）		【修正】 書籍更新
10	6	4	2	4		4. 金網工に使用する材料	金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子）で150mm×150mm×径5mmの規格による。	10	6	4	2	4		4. 金網工に使用する材料	金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網）で150mm×150mm×径5mmの規格による。		【修正】 「及び鉄筋格子」の文言追加
10	6	5	6	2			なお、防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。	10	6	5	6	2			なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。		【修正】 「」の追加
10	6	8	6	2		2. 標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	10	6	8	6	2		2. 標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。		【修正】 誤記 鋳物用黄銅合金地金→鋳物用銅合金地金
10	7	2	0	0			土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕（2023年3月）	10	7	2	0	0			土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕（2018年3月）		【修正】 書籍更新
10	7	2	0	0			土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）	10	7	2	0	0			土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）		【修正】 書籍更新
10	7	2	0	0			日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	10	7	2	0	0			日本道路協会 落石対策便覧（平成29年6月）		【修正】 書籍更新
10	7	3	6	2		2. 均しコンクリートの施工	受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	10	7	3	6	2		2. 均コンクリートの施工	受注者は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。		【修正】 誤記 均コンクリート→均しコンクリート
10	7	3	6	3		3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	10	7	3	6	3		3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。		【修正】 国に準拠
10	7	3	6	3			なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	10	7	3	6	3			なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		【修正】 国に準拠
10	7	3	6	4		4. 目地材の施工	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	10	7	3	6	4		4. 目地材の施工	受注者は目地材の施工については、設計図書によらなければならない。		【修正】 「」の追加
10	7	4	6	4		4. 許容値	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	10	7	4	6	4		4. 許容値	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。		【修正】 誤字 越える→超える
10	7	4	7	2		2. 防水工の接合部や隅角部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。	10	7	4	7	2		2. 防水工の接合部や隅角部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。		【修正】 誤記 増貼部→増張部

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	8	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	10	8	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	【修正】 書籍更新
								10	8	2	0	0			日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	【削除】 国に準拠（R4.3削除）
10	8	2	0	0			日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	10	8	2	0	0			日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	【修正】 書籍更新
10	8	5	6	4		4. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、 防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、 施工方法に関しては監督職員の承諾 を得なければならない。	10	8	5	6	4		4. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠
10	9	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	9	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 下記の一→以下の
10	10	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	10	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 下記の一→以下の
10	10	2	0	0			日本道路協会 駐車場設計・施工指針 同解説（平成4年11月）	10	10	2	0	0			日本道路協会 駐車場設計・施工指針（平成4年11月）	【修正】 書籍更新
10	11	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	11	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 下記の一→以下の
10	11	6	5	2		2. 防水層の破損防止	受注者は、防水保護工の施工にあたり、 防水層 が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	10	11	6	5	2		2. 防水層の破損防止	受注者は、防水保護工の施工にあたり、 防水工 が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	【修正】 防水工→防水層
10	12	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	12	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 下記の一→以下の
10	13	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	13	2	0	0			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の基準類 による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 国に準拠 下記の一→以下の
10	14	4	5	3		3. 舗設	受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を 行わなければならない。 ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。	10	14	4	5	3		3. 舗設	受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を 行わなければならない。 ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。	【修正】 行わなければ→行わなければ
10	14	4	7	1		②	受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを 超える 場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。	10	14	4	7	1		②	受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを 越える 場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。	【修正】 誤字 越える→超える
10	14	7	2	4		4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面に ヒズミ の出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	14	7	2	4		4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面に ひずみ の出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	【修正】 国に準拠 ひずみ→ヒズミ
10	14	14	5	2		2. 床版防水膜橋面舗装の施工	床版防水膜・橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	10	14	14	5	2		2. 床版防水膜橋面舗装の施工	床版防水膜・橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	【修正】 「。」→「・」
10	14	14	6	3		3. 鋼製高欄既設床版伸縮継手の撤去作業	受注者は、鋼製高欄・既設床版・伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	10	14	14	6	3		3. 鋼製高欄既設床版伸縮継手の撤去作業	受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	【修正】 「。」→「・」
10	14	14	6	8		8. 床版防水膜橋面舗装の施工	床版防水膜・橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	10	14	14	6	8		8. 床版防水膜橋面舗装の施工	床版防水膜・橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	【修正】 「。」→「・」
10	14	15	2	3		3. 交通解放の時期	受注者は、 交通開放 の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	15	2	3		3. 交通解放の時期	受注者は、 交通解放 の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 誤記 交通解放→交通開放
10	14	16	3	4		4. 側板の施工	受注者は、側板の施工については、 ずれ が生じないようにしなければならない。	10	14	16	3	4		4. 側板の施工	受注者は、側板の施工については、 1 が生じないようにしなければならない。	【修正】 国に準拠 1が→ずれが
10	14	18	4	2		2. 線導水の施工	受注者は、線導水の施工については、 はつり 後、浮きコンクリートを除去しなければならない。	10	14	18	4	2		2. 線導水の施工	受注者は、線導水の施工については、 ハツリ 後、浮きコンクリートを除去しなければならない。	【修正】 国に準拠 ハツリ後→はつり後
10	14	20	3	2		2. 支障物の撤去及び散水	受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を 行わなければならない。	10	14	20	3	2		2. 支障物の撤去及び散水	受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を 行わなければならない。	【修正】 行わなければ→行わなければ
10	14	20	8	2		2. 破損防止	受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように 行わなければならない。	10	14	20	8	2		2. 破損防止	受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように 行わなければならない。	【修正】 行わなければ→行わなければ

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）										現行（令和6年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	改定理由
11	5	3	2	6											【追加】 「植生工、植生基材吹付工等の種子配合に関する特記仕様書への記載等について」（H28.2.8技術管理室通知）より
11	7	1	3	0		11-7-1-3									【新規追加】県独自 【新規追加】県独自
							11	7	1	3	0		11-7-1-3	監理技術者等の途中交代	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1	1.		監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代が認められる一般的な条件は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			【例】	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			・一つの契約工期が多年に及ぶ場合	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			・工程上一定の区切りと認められる時点以降	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			※工程上一定の区切りと認められる時点について	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は、品質管理・出来形管理が必要な工事的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	1			なお、交代後の監理技術者等に必要な能力は、当該工事が一般競争入札であった場合は、入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	3	2	2.		上記1のいずれの場合であっても、発注者が工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り、監理技術者等の途中交代を認めるので、受発注者間で協議すること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	4	0		11-7-1-4	監理技術者等の専任を要しない期間	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	4	1	1.		請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	4	2	2.		工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事的物引受書」等における日付）とする。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	5	0		11-7-1-5	現場代理人の常駐に関する取扱い	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	5	1	1.		現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合	【削除】 土木工事請負必携へ記載
							11	7	1	5	1			現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。	【削除】 土木工事請負必携へ記載

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	
11	7	1	5	5		なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。	11	7	1	7	5		なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。	【修正】 条の変更
11	7	1	6	0	11-7-1-6	下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について	11	7	1	8	0	11-7-1-8	下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について	【修正】 条の変更
11	7	1	6	1	1.	受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。	11	7	1	8	1	1.	受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	6	2	2.	受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。	11	7	1	8	2	2.	受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。	【修正】 条の変更
11	7	1	6	3	3.	受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。	11	7	1	8	3	3.	受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。	【修正】 条の変更
11	7	1	6	4	4.	各様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。	11	7	1	8	4	4.	各様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。	【修正】 条の変更
11	7	1	6	4		なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。	11	7	1	8	4		なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。	【修正】 条の変更
11	7	1	7	0	11-7-1-7	施工体制台帳の作成等について	11	7	1	9	0	11-7-1-9	施工体制台帳の作成等について	【修正】 条の変更
11	7	1	7	0		受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成提出すること。	11	7	1	9	0		受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成提出すること。	【修正】 条の変更
11	7	1	8	0	11-7-1-8	施工体系図の作成等について	11	7	1	10	0	11-7-1-10	施工体系図の作成等について	【修正】 条の変更
11	7	1	8	0		受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の1から4の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。	11	7	1	10	0		本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の1から4の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。	【修正】 ・条の変更 ・「本工事の」文言削除
11	7	1	8	1	1.	伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務	11	7	1	10	1	1.	伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務	【修正】 条の変更
11	7	1	8	2	2.	土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務	11	7	1	10	2	2.	土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務	【修正】 条の変更
11	7	1	8	3	3.	工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務	11	7	1	10	3	3.	工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務	【修正】 条の変更
11	7	1	8	4	4.	その他監督職員が記載を指示した業務等	11	7	1	10	4	4.	その他監督職員が記載を指示した業務等	【修正】 条の変更
11	7	1	9	0	11-7-1-9	建設キャリアアップシステムの活用について	11	7	1	11	0	11-7-1-11	建設キャリアアップシステム活用工事の試行について	【修正】 ・条の変更 ・活用工事の試行について→活用について
							11	7	1	11	1	1.	本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。	【削除】
11	7	1	9	1	1.	受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。	11	7	1	11	2	2.	受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。	【修正】 条項の変更

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
11	7	1	9	2		2.	受注者（2項の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。	11	7	1	11	3		3.	受注者（2項の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。	【修正】 ・条項の変更 ・本工事→工事
11	7	1	9	3		3.	本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。	11	7	1	11	4		4.	本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。	【修正】 条項の変更
11	7	1	9	3			・下請企業 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。	11	7	1	11	4			・下請企業 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。	【修正】 条項の変更
11	7	1	9	3			・技能者 元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。	11	7	1	11	4			・技能者 元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。	【修正】 条項の変更
11	7	1	9	3			・CCUS登録事業者 元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。	11	7	1	11	4			・CCUS登録事業者 元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。	【修正】 条項の変更
11	7	1	9	3			・登録技能者率 CCUS登録技能者の数／技能者の数	11	7	1	11	4			・登録技能者率 CCUS登録技能者の数／技能者の数	【修正】 条項の変更
11	7	1	9	3			・就業履歴蓄積率 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数	11	7	1	11	4			・就業履歴蓄積率 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数	【修正】 条項の変更
11	7	1	9	4		4.	受注者が、工事期間中において、登録事業者率70％以上、登録技能者率60％（営繕：50％）以上及び就業履歴蓄積率30％以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「創意工夫」において評価する。	11	7	1	11	5		5.	受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70％以上、登録技能者率60％（営繕：50％）以上及び就業履歴蓄積率30％以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「創意工夫」において評価する。	【修正】 ・条項の変更 ・本工事→工事
11	7	1	9	5		5.	受注者は、工事期間中において、5項の基準のいずれかが未達成の場合は、報告様式に、当該工事名、未達成の項目、要因及び改善策を記載し、工事完成書類提出時に発注者に報告すること。	11	7	1	11	6		6.	受注者は、本工事期間中において、5項の基準のいずれかが未達成の場合は、報告様式に、当該工事名、未達成の項目、要因及び改善策を記載し、工事完成書類提出時に発注者に報告すること。	【修正】 ・条項の変更 ・本工事→工事
11	7	1	9	6		6.	カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。	11	7	1	11	7		7.	カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。	【修正】 条項の変更
11	7	1	10	0		11-7-1-10	建設現場における「快適トイレ」設置について	11	7	1	12	0		11-7-1-12	建設現場における「快適トイレ」設置について	【修正】 条の変更
11	7	1	10	0			受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。	11	7	1	12	0			受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。	【修正】 条の変更
11	7	1	10	0			快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。	11	7	1	12	0			快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	10	0			なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。	11	7	1	12	0			なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。	【修正】 条の変更
11	7	1	11	0		11-7-1-11	熱中症対策に資する現場管理費の補正について	11	7	1	13	0		11-7-1-13	熱中症対策に資する現場管理費の補正について	【修正】 条の変更
11	7	1	11	1		1.	試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。	11	7	1	13	1		1.	試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	11	2		2.	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は鹿児島県ホームページから取得できる。	11	7	1	13	2		2.	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は鹿児島県ホームページから取得できる。	【修正】 条の変更
11	7	1	12	0		11-7-1-12	工事の概算数量発注について	11	7	1	14	0		11-7-1-14	工事の概算数量発注について	【修正】 条の変更
11	7	1	12	1		1.	概算数量発注方式により積算した工事について、詳細は、概算数量発注要領によるものとする。	11	7	1	14	1		1.	本工事は概算数量発注方式により積算したものであり、詳細は、概算数量発注要領による。	【修正】 ・条の変更 ・積算したものであり→積算した工事について
11	7	1	12	1			なお、発注要領は鹿児島県ホームページから取得できる。	11	7	1	14	1			なお、発注要領は鹿児島県ホームページから取得できる。	【修正】 条の変更
11	7	1	12	2		2.	概算数量発注方式により積算した工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日または30日を付与している。	11	7	1	14	2		2.	本工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15または30日を付与している。	【修正】 ・条の変更 ・本工事→概算数量発注方式により積算した工事
11	7	1	12	3		3.	受注者は概算数量発注方式により積算した工事に関して疑義が生じた場合には、監督職員に連絡し協議すること。	11	7	1	14	3		3.	受注者は本工事に関して疑義が生じた場合には、監督職員に連絡し協議すること。	【修正】 ・条の変更 ・本工事→概算数量発注方式により積算した工事

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
11	7	1	13	0		11-7-1-13	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	11	7	1	15	0		11-7-1-15	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	【修正】 ・条の変更
11	7	1	13	0			本条は特記仕様書に記載された、時間的制約を受ける公共土木工事の積算条件に基づき、対象が「工事全体」の場合は1項、「現道上の工事」の場合は2項、「対象外」の場合は3項を適用する。	11	7	1	15	0			本条は特記仕様書に記載された、時間的制約を受ける公共土木工事の積算条件に基づき、対象が「工事全体」の場合は1項、「現道上の工事」の場合は2項、「対象外」の場合は3項を適用する。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	13	1	1.	1.	「工事全体」	11	7	1	15	1	1.	1.	本工事は、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象としている。	【修正】 ・条の変更 ・タイトルに変更
11	7	1	13	1			想定している1日あたりの作業時間は、8時30分～17時までの8.5時間のうち休憩時間1時間除いた7.5時間で、工事全体に時間的制約を受ける場合の設計労務単価の補正割増し係数は、1.06を採用する。	11	7	1	15	1			想定している1日あたりの作業時間は、8時30分～17時までの8.5時間のうち休憩時間1時間除いた7.5時間で、工事全体に時間的制約を受ける場合の設計労務単価の補正割増し係数は、1.06を採用している。	【修正】 ・条の変更 ・している。→する。
11	7	1	13	2		2.	「現道上での工事」	11	7	1	15	2		2.	本工事のうち、現道上での工事は、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象としている。	【修正】 ・条の変更 ・タイトルに変更
11	7	1	13	2			想定している1日あたりの作業時間は、8時30分～17時までの8.5時間のうち休憩時間1時間除いた7.5時間で、対象工種の時間的制約を受ける場合の設計労務単価の補正割増し係数は、1.06を採用する。	11	7	1	15	2			想定している1日あたりの作業時間は、8時30分～17時までの8.5時間のうち休憩時間1時間除いた7.5時間で、対象工種の時間的制約を受ける場合の設計労務単価の補正割増し係数は、1.06を採用している。	【修正】 ・条の変更 ・している。→する。
11	7	1	13	3		3.	「対象外」	11	7	1	15	3		3.	本工事で想定している1日あたりの作業時間は、8時～17時までの9時間のうち休憩時間1時間除いた8時間であり、当初設計では、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象としていない。	【修正】 ・条の変更 ・タイトルに変更
11	7	1	13	3			土木工事標準積算基準書（共通編）第8章に示された 時間的制約条件1）～4）に該当する現場で、所管警察署等交通管理者からの道路使用許可条件やその他やむを得ない理由により、作業時間が7.5時間／日以下となる場合には、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象となるので、受発注者間で設計変更協議を行うこと。	11	7	1	15	3			ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第8章に示された 時間的制約条件1）～4）に該当する現場で、所管警察署等交通管理者からの道路使用許可条件やその他やむを得ない理由により、作業時間が7.5時間／日以下となる場合には、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象となるので、受発注者間で設計変更協議を行うこと。	【修正】 ・条の変更 ・「ただし」文言削除
11	7	1	14	0		11-7-1-14	遠隔臨場の試行について	11	7	1	16	0		11-7-1-16	遠隔臨場の試行について	【修正】 ・条の変更
11	7	1	14	0			遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与することから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。	11	7	1	16	0			遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与することから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	14	0			なお、試行に必要となる費用は、原則設計変更の対象としない。	11	7	1	16	0			なお、試行に必要となる費用は、原則設計変更の対象としない。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	15	0		11-7-1-15	中間検査の実施	11	7	1	17	0		11-7-1-17	中間検査の実施	【修正】 ・条の変更
								11	7	1	17	0			（中間検査を実施する場合）	【削除】
11	7	1	15	0			中間検査を実施する場合、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施することとする。また、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出なければならない。	11	7	1	17	0			本工事については、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。	【修正】 ・条の変更 ・本工事について→中間検査を実施する場合 ・予定であるので→こととする ・申し出ること→申し出なければならない
								11	7	1	17	0			（中間検査を実施しない場合）	【削除】
								11	7	1	17	0			本工事は、中間検査を実施しない。	【削除】
								11	7	1	18	0		11-7-1-18	建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	0			（兼務を認めない工事の場合）	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	0			本工事においては、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	0			（兼務を認める工事の場合）	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1	1.	1.	本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。ただし、低入札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。	【削除】 土木工事請負必携へ記載

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
								11	7	1	18	1			(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部（以下「公共四部」という。）が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共四部が発注する工事のうち、発注者が属する機関が管轄する管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(6) 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	1			(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	2	2.		本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	18	3	3.		本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（COLINS）への登録を行うこと。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	0		11-7-1-19	現場代理人の兼任	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1	1.		現場代理人の兼任を認める工事	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			(1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			(2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			(3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			(4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。	【削除】 土木工事請負必携へ記載

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
								11	7	1	19	1			(5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	1			(6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	2	2.		手続き	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	2			現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	2			なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	3	3.		受注者に対する措置請求	【削除】 土木工事請負必携へ記載
								11	7	1	19	3			安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。	【削除】 土木工事請負必携へ記載
11	7	1	16	0		11-7-1-16	工事現場の現場環境改善	11	7	1	20	0		11-7-1-20	工事現場の現場環境改善	【修正】 ・条の変更
								11	7	1	20	1	1.		工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。	【削除】
11	7	1	16	1	1.		現場環境改善については、[別表－1]の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。	11	7	1	20	2	2.		現場環境改善については、[別表－1]の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	2	2.		現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。	11	7	1	20	3	3.		現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	3	3.		現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。	11	7	1	20	4	4.		現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	4	4.		工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。	11	7	1	20	5	5.		工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5	5.		工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。	11	7	1	20	6	6.		工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5			【適用工事】	11	7	1	20	6			【適用工事】	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5			原則として当初設計金額1,000万円以上のすべての土木工事(港湾・漁港工事を除く)に対して適用し、「土木工事標準歩掛」(以下、「歩掛」とする。)の工種区分が道路維持工事・河川維持工事に該当する工種と崩土除去、中州・寄州除去、維持浚渫、照明施設設置、防舷材及び車止め設置、オーバーレイ、法面工及び災害復旧工事並びに工場製作等は除く。	11	7	1	20	6			原則として当初設計金額1,000万円以上のすべての土木工事(港湾・漁港工事も含む)に対して適用し、「土木工事標準歩掛」(以下、「歩掛」とする。)の工種区分が道路維持工事・河川維持工事に該当する工種と崩土除去、中州・寄州除去、維持浚渫、照明施設設置、防舷材及び車止め設置、オーバーレイ、法面工及び災害復旧工事並びに工場製作等は除く。	【修正】 ・条項の変更 ・港湾・漁港工事も含む→港湾・漁港工事を除く
11	7	1	16	5			ただし、1,000万円未満でもイメージアップを特に必要とする場合には適用する。	11	7	1	20	6			ただし、1,000万円未満でもイメージアップを特に必要とする場合には適用する。	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5		[別表－1]	【別表参照】	11	7	1	20	6		[別表－1]	【別表参照】	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5		[別表－2]	【別表参照】	11	7	1	20	6		[別表－2]	【別表参照】	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5		表	現場環境改善実施計画書	11	7	1	20	6		表	現場環境改善実施計画書	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	16	5			【別表参照】	11	7	1	20	6			【別表参照】	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	17	0		11-7-1-17	繰越予定箇所の工期等の取扱いについて	11	7	1	21	0		11-7-1-21	繰越予定箇所の工期等の取扱いについて	【修正】 ・条項の変更
11	7	1	17	1	1.		繰越しを予定している工事について、完了工期は、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。	11	7	1	21	1	1.		本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。	【修正】 ・条の変更 ・本工事は、繰越しを予定しており→繰越しを予定している工事について

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	
11	7	1	17	2	2.	繰越しを予定している工事については、特記仕様書に繰越承認後の完了工期を記載。 例）繰越承認後の完了工期は、〇〇日間を予定している。	11	7	1	21	2	2.	繰越承認後の完了工期は、〇〇日間を予定している。	【修正】 ・条の変更 ・特記仕様書に繰越承認後の完了工期を記載することを明示
11	7	1	17	3	3.	「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「（予定）」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。	11	7	1	21	3	3.	「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「（予定）」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	18	0	11-7-1-18	現道工事等における交通誘導警備員の資格要件	11	7	1	22	0	11-7-1-22	現道工事等における交通誘導警備員の資格要件	【修正】 ・条の変更
11	7	1	18	0		工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。	11	7	1	22	0		本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。	【修正】 ・条の変更 ・条の変更 ・本工事→工事
11	7	1	18	0		ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。	11	7	1	22	0		ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	18	0		なお、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。	11	7	1	22	0		なお、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	18	0		また、受注者は、施工体系図を下請契約締結後、遅滞なく監督職員に提出すること。	11	7	1	22	0		また、受注者は、施工体系図を下請契約締結後、遅滞なく監督職員に提出すること。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	18	0		表（資格要件）	11	7	1	22	0		表（資格要件）	【修正】 ・条の変更
11	7	1	18	0		【別表参照】	11	7	1	22	0		【別表参照】	【修正】 ・条の変更
11	7	1	19	0	11-7-1-19	三者技術調整会について	11	7	1	23	0	11-7-1-23	三者技術調整会について	【修正】 ・条の変更
							11	7	1	23	0		（三者技術調整会を開催する場合）	【削除】
							11	7	1	23	0		本工事は、工事の施工にあたり発生する工事現場毎の技術的諸問題について、発注者、委託請負者及び受注者の三者が合同で技術交流・意見交換等を行う「三者技術調整会」を設置し、当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うことで、工事目的物の品質確保と円滑な工事進捗を図ることを目的とする工事である。	【削除】
11	7	1	19	0		三者技術調整会を開催する工事において、受注者は、工事施工前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を添付した工事打合簿により、「三者技術調整会」開催を要請するものとする。	11	7	1	23	0		受注者は、工事施工前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を添付した工事打合簿により、「三者技術調整会」開催を要請するものとする。	【修正】 ・条の変更 ・「三者技術調整会を開催する工事において」を追記
11	7	1	19	0		開催回数は現場条件の特殊性等に応じ、発注者と受注者の協議により複数回開催することができるものとする。	11	7	1	23	0		開催回数は現場条件の特殊性等に応じ、発注者と受注者の協議により複数回開催することができるものとする。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	19	0		また、三者技術調整会は、「三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページより取得すること。	11	7	1	23	0		また、三者技術調整会は、「三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページより取得すること。	【修正】 ・条の変更
11	7	1	19	0		なお、三者技術調整会を開催する工事において、開催に係る費用を技術管理費に計上しているため、受注者は、当該費用を委託請負者に支払うものとする。	11	7	1	23	0		なお、三者技術調整会の開催に係る費用を技術管理費に計上しているため、受注者は、当該費用を委託請負者に支払うものとする。	【修正】 ・条の変更 ・「三者技術調整会を開催する工事において」を追記
							11	7	1	23	0		（三者技術調整会の開催を予定していない場合）	【削除】
11	7	1	19	0		三者技術調整会の開催を予定していない工事において、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。	11	7	1	23	0		本工事は、「三者技術調整会実施要領」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。	【修正】 ・条の変更 ・「三者技術調整会の開催を予定していない工事において」を追記
11	7	1	20	0	11-7-1-20	施工箇所が点在する工事の積算について	11	7	1	24	0	11-7-1-24	施工箇所が点在する工事の積算について	【修正】 ・条の変更
11	7	1	20	1	1.		11	7	1	24	1	1.	本工事は、施工箇所が点在する工事である。	【削除】
11	7	1	20	2	2.	施工箇所が点在する工事の積算について、主たる工種区分は、工事全体で判断する。	11	7	1	24	2	2.	主たる工種区分は、工事全体で判断している。	【修正】 ・条の変更 ・「施工箇所が点在する工事の積算について」を追記。 ・判断している。→判断する。

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）						現行（令和6年版）						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
11	7	1	20	3	3.	11	7	1	24	3	3.	【修正】 ・条の変更 ・「〇〇地区」・・・→各地区 ・としている。→とする。 ・設定している。→設定する。
11	7	1	20	4	4.	11	7	1	24	4	4.	【修正】 ・条の変更 ・としている。→とする。 ・設定している。→設定する。
11	7	1	20	5	5.	11	7	1	24	5	5.	【修正】 ・条の変更 ・としている。→とする。 ・よるものとしている。→よるものとする。
11	7	1	21	0	11-7-1-21	11	7	1	25	0	11-7-1-25	【修正】 ・条の変更
11	7	1	21	1	1.	11	7	1	25	1	1.	【修正】 ・条の変更
11	7	1	21	1		11	7	1	25	1		【修正】 ・条の変更 ・受注者は下記の資材→特記仕様書に明示された資材
11	7	1	21	1		11	7	1	25	1		【修正】 ・条の変更 ・「なお」の文言削除
						11	7	1	25	1		【削除】
						11	7	1	25	1		【削除】
						11	7	1	25	1		【削除】
11	7	1	21	2	2.	11	7	1	25	2	2.	【修正】 ・条の変更
11	7	1	21	2		11	7	1	25	2		【修正】 ・条の変更 ・〇〇道路改良工事→特記仕様書に明示する工事
						11	7	1	25	3	3.	【削除】
						11	7	1	25	3		【削除】
11	7	1	21	3	3.	11	7	1	25	4	4.	【修正】 条項の変更
11	7	1	21	3		11	7	1	25	4		【修正】 「なお、積算に際しては、下記の条件により算出している」文言削除
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】
11	7	1	21	3		11	7	1	25	4		【修正】 ・条項の変更 ・なお→特記仕様書に明示する施設と ・この限りではない。→発注者と協議するものとする。
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】
						11	7	1	25	4		【削除】

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）							改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	
11	7	1	21	4	4.	建設汚泥の再生利用	11	7	1	25	5	5.	建設汚泥の再生利用	【修正】 条項の変更
11	7	1	21	4		建設汚泥の再生利用について、特記仕様書に明示された処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土品質区分基準」の確認に要する費用については、特記仕様書に明示する条件により算出する。	11	7	1	25	5		公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。	【修正】 ・条項の変更 ・公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の→建設汚泥の再生利用について、特記仕様書に明示された ・下記の条件→特記仕様書に明示する条件
							11	7	1	25	5		① 処理概要（現場内利用）	【削除】
							11	7	1	25	5		表（処理概要）	【削除】
							11	7	1	25	5		【別表参照】	【削除】
							11	7	1	25	5		② 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用	【削除】
							11	7	1	25	5		表（建設汚泥処理土の品質区分基準）	【削除】
							11	7	1	25	5		【別表参照】	【削除】
11	7	1	21	5	5.	建設汚泥の搬出	11	7	1	25	6	6.	建設汚泥の搬出	【修正】 条項の変更
11	7	1	21	5		公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設(又は管理型最終処分場)に搬出すること。なお、積算に際しては、特記仕様書に明示する条件により算出する。	11	7	1	25	6		公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設(又は管理型最終処分場)に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。	【修正】 ・条項の変更 ・下記の条件により算出している。 →特記仕様書に明示する条件により算出する。
							11	7	1	25	6		① 施設の名称及び所在地	【削除】
							11	7	1	25	6		表（建設汚泥の搬出施設）	【削除】
							11	7	1	25	6		【別表参照】	【削除】
							11	7	1	25	6		上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	【削除】
11	7	1	21	5		特記仕様書に明示する施設と、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項については、発注者と協議するものとする。	11	7	1	25	6		なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。	【修正】 ・条項の変更 ・なお→特記仕様書に明示する施設と ・この限りではない。→発注者と協議するものとする。
							11	7	1	25	6		② 受入時間	【削除】
							11	7	1	25	6		〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	【削除】
							11	7	1	25	6		エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	【削除】
							11	7	1	25	6		③ その他	【削除】
							11	7	1	25	6		仮置き等必要条件があれば記載する。	【削除】
11	7	1	21	6	6.	特定建設資材の分別解体等・再資源化等	11	7	1	25	7	7.	特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)	【修正】 ・条項の変更 ・（建設リサイクル法対象工事の場合）文言削除
11	7	1	21	6		建設リサイクル法対象工事の場合、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。	11	7	1	25	7		本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。	【修正】 ・条項の変更 ・本工事は→建設リサイクル法対象工事の場合
11	7	1	21	6		なお、特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、特記仕様書に明示する積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が特記仕様書に明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。	11	7	1	25	7		なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。	【修正】 ・条項の変更 ・「本工事における」文言削除 ・以下の→特記仕様書に明示する ・積算上明示した以下の→特記仕様書に明示した
11	7	1	21	6		ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、発注者と協議するものとする。	11	7	1	25	7		ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。	【修正】 ・条項の変更 ・監督職員→発注者
							11	7	1	25	7		① 分別解体等の方法	【削除】
							11	7	1	25	7		表（分別解体等の方法）	【削除】
							11	7	1	25	7		【別表参照】	【削除】
							11	7	1	25	7		※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。	【削除】
							11	7	1	25	7		② 再資源化等をする施設の名称及び所在地	【削除】
							11	7	1	25	7		表（再資源化等をする施設）	【削除】
							11	7	1	25	7		【別表参照】	【削除】

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）						現行（令和6年版）						改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
11	7	1	21	6					25	7		※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 【修正】 ・条項の変更 ・上記②→特記仕様書に明示する再資源化等をする施設の名称及び所在地
11	7	1	21	6					25	7		なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 【修正】 条項の変更
11	7	1	21	6					25	7		ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、発注者と協議するものとする。 【修正】 ・条項の変更 ・このかぎりではない。→発注者と協議するものとする。
						11	7	1	25	7		③ 受入時間
						11	7	1	25	7		〇〇処分場：〇〇時間〇〇分～〇〇時〇〇分
						11	7	1	25	7		△△処分場：〇〇時間〇〇分～〇〇時〇〇分
						11	7	1	25	7		④ その他
						11	7	1	25	7		仮置き等必要条件があれば記載する。
11	7	1	22	0	11-7-1-22	11	7	1	26	0	11-7-1-26	建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等について 【修正】 条の変更
11	7	1	22	1		11	7	1	26	1		1. 施工により発生する建設発生土は、特記仕様書に明示する場所に搬出すること。 【修正】 ・条の変更 ・「本工事の」文言削除 ・「下記の」→「特記仕様書に明示する」
						11	7	1	26	1		(1) 受入場所の名称：道路改築工事（〇〇〇R4-1工区）、〇〇処分場等
						11	7	1	26	1		(2) 受入場所の所在地：〇〇市〇〇町〇〇番地
						11	7	1	26	1		(3) 受入時間帯：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
						11	7	1	26	1		(4) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。
						11	7	1	26	1		(5) 搬出土の土質：〇〇〇土質（主な土質）
						11	7	1	26	1		(6) 搬出土量：約〇〇、〇〇〇m3
						11	7	1	26	1		(7) 運搬距離、時間：〇〇〇km（片道）、約〇〇分
11	7	1	22	2	2.	11	7	1	26	2	2.	再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。 【修正】 条の変更
11	7	1	22	3	3.	11	7	1	26	3	3.	再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。 【修正】 条の変更
11	7	1	22	4	4.	11	7	1	26	4	4.	再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。 【修正】 条の変更
11	7	1	22	5	5.	11	7	1	26	5	5.	工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。 【修正】 条の変更
11	7	1	22	6	6.	11	7	1	26	6	6.	再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。 【修正】 条の変更
11	7	1	22	7	7.	11	7	1	26	7	7.	土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。 【修正】 条の変更
11	7	1	22	8	8.	11	7	1	26	8	8.	工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。 【修正】 条の変更
11	7	1	23	0	11-7-1-23	11	7	1	27	0	11-7-1-27	公共工事で発生する根株、伐採木等の利用について 【修正】 条の変更
11	7	1	23	0								【追加】
11	7	1	23	0								【追加】
11	7	1	23	0								【追加】
11	7	1	23	0		11	7	1	27	0		（発生工事） 【修正】 条の変更
11	7	1	23	1	1.	11	7	1	27	1	1.	本工事により発生する根株・伐採木は、下記場所に保管すること。 【修正】 ・条の変更 ・本工事→工事 ・下記場所→特記仕様書に明示する場所
						11	7	1	27	1		保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内 【削除】

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）							現行（令和6年版）									
編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
11	7	1	23	2		2.	保管場所には、囲いをし飛散・流出のないような対策をとること。	11	7	1	27	2		2.	保管場所には、囲いをし飛散・流出のないような対策をとること。	【修正】 条の変更
11	7	1	23	3		3.	雨対策として、屋根やブルーシート等での対策を講じること。	11	7	1	27	3		3.	雨対策として、屋根やブルーシート等での対策を講じること。	【修正】 条の変更
11	7	1	23	4		4.	根株についての土砂は落とし、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。	11	7	1	27	4		4.	根株についての土砂は落とし、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。	【修正】 条の変更
11	7	1	23	5		5.	現場発生品調書を作成し、発生状況及び保管状況の記録を完成図書に含めて提出すること。	11	7	1	27	5		5.	現場発生品調書を作成し、発生状況及び保管状況の記録を完成図書に含めて提出すること。	【修正】 条の変更
11	7	1	23	5			(利用工事)	11	7	1	27	5			(利用工事)	【修正】 条の変更
11	7	1	23	5			1. 伐採木の利用について、特記仕様書に明示する場所に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引渡しを受けること。	11	7	1	27	5		1.	本工事は〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引渡しを受けることとする。	【修正】 本工事は〇〇市〇〇町〇〇地内→伐採木の利用について、特記仕様書に明示する場所
11	7	1	23	5			2. 持ち出しについては、監督職員と協議すること。また、その利用状況の記録を完成図書に含めて提出すること。	11	7	1	27	5		2.	持ち出しについては、監督職員と協議すること。また、その利用状況の記録を完成図書に含めて提出すること。	【修正】 条の変更
11	7	1	24	0		11-7-1-24	舗装切断作業時に発生する排水の処理	11	7	1	28	0		11-7-1-28	舗装切断作業時に発生する排水の処理	【修正】 条の変更
11	7	1	24	1			1. 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。	11	7	1	28	1		1.	舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	24	2			2. 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	11	7	1	28	2		2.	当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	【修正】 条の変更
11	7	1	25	0		11-7-1-25	仮設物を継続して使用する場合の取扱い	11	7	1	29	0		11-7-1-29	仮設物を継続して使用する場合の取扱い	【修正】 条の変更
11	7	1	25	0			仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合、特記仕様書に材場期間を明示する。									【追加】
								11	7	1	29	0			(仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合)	【削除】
								11	7	1	29	0			本工事施工のために設置する仮橋は工事終了後も存置するものである。	【削除】
								11	7	1	29	0			なお、全体の材場期間は令和〇〇年〇月〇日（設置）～令和〇〇年〇月〇日（撤去）の〇〇日間として計画している。	【削除】
								11	7	1	29	0			材場期間が変更となる場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。	【削除】
								11	7	1	29	0			(仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合)（工期が重複しない場合）	【削除】
								11	7	1	29	0			〇工の施工に関して必要な仮橋は、別途〇〇工事（前工事）において設置したものを使用することとする。全体の材場期間は令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日の〇〇日間を予定している。	【削除】
								11	7	1	29	0			材場期間が変更となる場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。	【削除】
								11	7	1	29	0			(仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合)（工期が重複する場合）	【削除】
								11	7	1	29	0			〇工の施工に関して必要な仮橋は、別途〇〇工事（前工事）において設置したものを使用することとする。なお、引き渡しは令和〇〇年〇月〇日を予定しており、全体の材場期間は令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日の〇〇日間を予定している。	【削除】
11	7	1	25	0			引き渡し時期、材場期間が変更となる場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。	11	7	1	29	0			引き渡し時期、材場期間が変更となる場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	0		11-7-1-26	余裕期間の設定について	11	7	1	30	0		11-7-1-30	余裕期間の設定について	【修正】 条の変更
11	7	1	26	0			(余裕期間が120日間の場合)	11	7	1	30	0			(余裕期間が120日間の場合)	【修正】 条の変更
11	7	1	26	1			1. 受注者は、契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。	11	7	1	30	1		1.	受注者は、契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	2			2. 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。	11	7	1	30	2		2.	受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	3			3. 前払金については、工事開始日までは請求できない。	11	7	1	30	3		3.	本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。	【修正】 条の変更

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和7年版)							現行 (令和6年版)							改定理由		
編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			
11	7	1	26	4		4.	契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。	11	7	1	30	4		4.	契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(1)	主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。	11	7	1	30	4		(1)	主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(2)	現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。	11	7	1	30	4		(2)	現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(3)	受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。	11	7	1	30	4		(3)	受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(4)	期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。	11	7	1	30	4		(4)	期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	0			(工事開始日の期限を指定する場合)	11	7	1	30	0			(工事開始日の期限を指定する場合)	【修正】 条の変更
11	7	1	26	1		1.	受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始日の期限までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。	11	7	1	30	1		1.	受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始日の期限までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	2		2.	受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。	11	7	1	30	2		2.	受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	3		3.	前払金については、工事開始日までは請求できない。	11	7	1	30	3		3.	本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		4.	契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。	11	7	1	30	4		4.	契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(1)	主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。	11	7	1	30	4		(1)	主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(2)	現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。	11	7	1	30	4		(2)	現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(3)	受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。	11	7	1	30	4		(3)	受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。	【修正】 条の変更
11	7	1	26	4		(4)	期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。	11	7	1	30	4		(4)	期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	0		11-7-1-27	地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	11	7	1	31	0		11-7-1-31	地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	【修正】 条の変更
11	7	1	27	1		1.	試行対象工事において、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。))について、工事実施にあたって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ないことが予想されることから、契約締結後、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更するものである。	11	7	1	31	1		1.	本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。))について、工事実施にあたって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ないことが予想されることから、契約締結後、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。	【修正】 ・条の変更 ・本工事は一試行対象工事において ・試行工事である。→ものである。
11	7	1	27	1			試行にあたっては、「労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル」によること。	11	7	1	31	1			試行にあたっては、「労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル」によること。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	1			営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費	11	7	1	31	1			営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費	【修正】 条の変更
11	7	1	27	1			(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)	11	7	1	31	1			(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)	【修正】 条の変更
11	7	1	27	1			労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事に要する費用	11	7	1	31	1			労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事に要する費用	【修正】 条の変更
11	7	1	27	1			予定価格作成に用いる設計金額の共通仮設費率(率分)及び現場管理費率に以下の補正係数を乗じて算出する。	11	7	1	31	1			本工事では、予定価格作成に用いる設計金額の共通仮設費率(率分)及び現場管理費率に以下の補正係数を乗じて算出している。	【修正】 ・条の変更 ・「本工事では」文言削除 ・している。→する。
11	7	1	27	1			共通仮設費率(率分)に乘じる補正係数1.056(共通編)1.035(港湾・漁港編)	11	7	1	31	1			共通仮設費率(率分)に乘じる補正係数1.056(共通編)1.035(港湾・漁港編)	【修正】 条の変更
11	7	1	27	1			現場管理費率に乘じる補正係数1.005(共通編)1.004(港湾・漁港編)	11	7	1	31	1			現場管理費率に乘じる補正係数1.005(共通編)1.004(港湾・漁港編)	【修正】 条の変更
11	7	1	27	2		2.	受注者は、受注金額にかかわらず請負代金内訳書を発注者(1億円未満の工事では監督職員)に提出する。	11	7	1	31	2		2.	受注者は、受注金額にかかわらず請負代金内訳書を発注者(1億円未満の工事では監督職員)に提出する。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	3		3.	受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。	11	7	1	31	3		3.	受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	4		4.	受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	11	7	1	31	4		4.	受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	【修正】 条の変更

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）						現行（令和6年版）						改定理由		
編	章	節	条	項以下	編章節条 （項目見出し）	編	章	節	条	項以下	編章節条 （項目見出し）		現行条文	
11	7	1	27	5	5.	最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。	11	7	1	31	5	5.	最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	6	6.	受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。	11	7	1	31	6	6.	受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	7	7.	実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。	11	7	1	31	7	7.	実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	7		また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。	11	7	1	31	7		また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	8	8.	受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。	11	7	1	31	8	8.	受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。	【修正】 条の変更
11	7	1	27	9	9.	疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	11	7	1	31	9	9.	疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	【修正】 条の変更
11	7	2	4	0		受注者は、総括監督員又は発注者が「施工体制の点検業務」を委託している「施工体制調査員」が工事現場において、施工体制の点検を実施する時は、これに協力しなければならない。	11	7	2	4	0		受注者は、総括監督員又は発注者が「 本工事 」の施工体制の点検業務」を委託している「施工体制調査員」が工事現場において、施工体制の点検を実施する時は、これに協力しなければならない。	【修正】 「本工事の」文言削除
11	7	2	4	0		施工体制調査員は、施工体制の点検業務のみを実施するものであり、工事における指示等の権限は有しない。	11	7	2	4	0		施工体制調査員は、施工体制の点検業務のみを実施するものであり、 本工事 における指示等の権限は有しない。	【修正】 本工事→工事
11	7	2	6	0		（県本土地区の地域振興局建設部及び、離島において、これまで本土から船舶にて二次製品を運搬している場合は、使用を原則。）								【追加】 使用原則の地域を追記
11	7	2	7	1	1.	鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域が解除されるまでの期間中は、感染防止対策に務めること。	11	7	2	7	1	1.	鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域が解除されるまでの期間中は、 以下の 感染防止対策を実施すること。	【修正】 「以下の」文言削除
							11	7	2	7	1		(1) 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。	【削除】
							11	7	2	7	1		(2) 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。	【削除】
							11	7	2	7	1		(3) 工事場所が移動制限区域内に含まれる場合は、現場の出入口では、必ず全ての車輛の入退場に対して車輛の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。	【削除】
							11	7	2	7	1		(4) 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。	【削除】
							11	7	2	7	1		(5) 上記について、下請業者や資材関係業者など、工事関係者全てに徹底すること。	【削除】
							11	7	2	7	1		(6) 上記(3)における消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。	【削除】
11	7	2	8	0	11-7-2-8	「週休2日」試行工事について	11	7	2	9	0	11-7-2-9	「週休2日」試行工事について	【修正】
11	7	2	8	0		試行に当たっては、『「週休2日」工事実施要領（一般土木・空港土木事業編）』に基づき行うものとする。	11	7	2	9	0		試行に当たっては、『「週休2日」 試行 工事実施要領』に基づき行うものとする。	【修正】 「週休2日」試行工事実施要領→「週休2日」工事実施要領（一般土木・空港土木事業編）
11	7	2	8	0		実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。	11	7	2	9	0		実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。	
11	7	2	9	0	11-7-2-9	鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	11	7	2	10	0	11-7-2-10	鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	
11	7	2	9	0		場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。	11	7	2	10	0		場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。	
11	7	2	9	0		流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会「流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月）	11	7	2	10	0		流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会「流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月）	
11	7	2	10	0	11-7-2-10	標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第3次基準値の建設機械の工種における積算の取り扱いについて	11	7	2	11	0	11-7-2-11	標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第3次基準値の建設機械の工種における積算の取り扱いについて	
11	7	2	10	0		（排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合）	11	7	2	11	0		（排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）								現行（令和6年版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
11	7	2	10	0			管内で確保可能な排ガス基準の機械経費（損料）により積算し、受注者が排ガス3次基準以上の建設機械を確保でき、これにより施工する場合は、排ガス3次基準の建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。それ以外の場合は対象としない。	11	7	2	11	0			〇〇（工種名）（S〇〇〇〇〇）における〇〇（建設機械名）の機械経費（損料）の積算に際しては、第〇次基準値の建設機械により算出している。	【修正】
11	7	2	10	0				11	7	2	11	0			なお、受注者が第3次基準値以上の建設機械により施工する場合は、第3次基準値の建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。	【削除】
11	7	2	10	0			（排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能又は可否が判断できない場合）	11	7	2	11	0			（排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能又は可否が判断できない場合）	
11	7	2	10	0			排ガス3次基準の建設機械の機械経費（損料）により積算し、受注者が排ガス3次基準以上の建設機械により施工する場合は、設計変更しない。それ以外の場合は、実際の施工で使用した排ガス基準の建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。	11	7	2	11	0			〇〇（工種名）（S〇〇〇〇〇）における〇〇（建設機械名）の機械経費（損料）の積算に際しては、第3次基準値により算出している。	【修正】
11	7	2	10	0				11	7	2	11	0			なお、受注者が第3次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。	【削除】

改定（令和7年版）	現行（令和6年版）	改訂理由																																																		
第1編 第1章 1-1-1-24 図1-1-2 標示板の例  図1-1-2 標示板の例 注) 〇〇〇〇工事には、工事名を記載	第1編 第1章 1-1-1-24 図1-1-2 標示板の例  図1-1-2 標示板の例	注) を追記																																																		
第1編 第3章 1-3-6-9 表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安 <table><tr><th colspan="6">表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</th></tr><tr><th>日平均気温</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th><th>市販熱ポルトランドセメント</th><th>低熱ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>3日</td><td>5日</td><td>7日</td><td>8日</td><td>10日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>4日</td><td>7日</td><td>9日</td><td>9日</td><td>※</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>5日</td><td>9日</td><td>12日</td><td>12日</td><td>※</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。	表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安						日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	市販熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	第1編 第3章 1-3-6-9 表1-3-3 コンクリートの標準養生期間 <table><tr><th colspan="4">表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</th></tr><tr><th>日平均気温</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th><th>早強ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>5日</td><td>7日</td><td>3日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>7日</td><td>9日</td><td>4日</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>9日</td><td>12日</td><td>5日</td></tr></table> 〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。	表1-3-3 コンクリートの標準養生期間				日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	【修正】 国に準拠 ・コンクリートの標準養生期間→コンクリートの湿潤養生期間の目安 ・市販熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメントの項目追加
表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安																																																				
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	市販熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																															
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																															
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																															
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																															
表1-3-3 コンクリートの標準養生期間																																																				
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																	
15℃以上	5日	7日	3日																																																	
10℃以上	7日	9日	4日																																																	
5℃以上	9日	12日	5日																																																	

改定（令和7年版）	現行（令和6年版）	改訂理由																																																					
第1編 第3章 1-3-10-3 表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	第1編 第3章 1-3-10-3 表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	【修正】 国に準拠 表項目の修正																																																					
表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の室ジュップ養生を行った後に想定される気象条件</th><th colspan="4">セメントの種類</th></tr><tr><th>養生温度</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> 注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。	5℃以上の温度制御養生と所定の室ジュップ養生を行った後に想定される気象条件	セメントの種類				養生温度	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間 <table><tr><th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>混合セメントB種</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td><td>5℃</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td></tr><tr><td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td><td>5℃</td><td>4 日</td><td>3 日</td><td>5 日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3 日</td><td>2 日</td><td>4 日</td></tr></table> 注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	
5℃以上の温度制御養生と所定の室ジュップ養生を行った後に想定される気象条件		セメントの種類																																																					
	養生温度	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																			
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日																																																			
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																			
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日																																																			
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																			
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																			
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																			
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																			
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																			
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																			

土木共通仕様書新旧対照表

改定（令和7年版）	現行（令和6年版）	改訂理由																																																																																										
第3編 第1章 3-1-1-4 表3-1-1 段階確認一覧表	第3編 第1章 3-1-1-4 表3-1-1 段階確認一覧表	【修正】 国に準拠 (R4.3改訂) 地覆工、橋梁用高欄工を追加																																																																																										
<table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確 認 時 期</th></tr><tr><td>車道構造物 側壁工(側門・縦管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C橋壁 砂防壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 躯体工 R C躯体工</td><td></td><td>土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前 資産の位置決定時</td></tr><tr><td>床版工</td><td></td><td>鉄筋組立て完了時</td></tr><tr><td>鋼橋</td><td></td><td>仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)</td></tr><tr><td>ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C板桁製作工 P C箱桁製作工 P C片押箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工</td><td></td><td>プレストレスト導入完了時 横組め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工機製作除く)</td></tr><tr><td>地覆工 橋梁用高欄工</td><td></td><td>鉄筋組立て完了時</td></tr><tr><td>トンネル掘削工</td><td></td><td>土(岩)質の変化した時</td></tr><tr><td>トンネル支保工</td><td></td><td>支保工完了時 (保工変化毎)</td></tr><tr><td>トンネル覆工</td><td></td><td>コンクリート打設前</td></tr><tr><td>トンネルインバート工</td><td></td><td>コンクリート打設後 鉄筋組立て完了時</td></tr><tr><td>鋼板巻立て工</td><td>フーチング定着アンカー穿孔工</td><td>フーチング定着アンカー穿孔完了時</td></tr><tr><td></td><td>鋼板取付け工、固定アンカー工</td><td>鋼板組み込み固定アンカー完了時</td></tr><tr><td></td><td>現場溶接工</td><td>溶接前 溶接完了時</td></tr><tr><td></td><td>現場塗装工</td><td>塗装前 塗装完了時</td></tr><tr><td>ダム工</td><td>各工事ごと別途定める</td><td></td></tr></table>	種 別	細 別	確 認 時 期	車道構造物 側壁工(側門・縦管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C橋壁 砂防壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 躯体工 R C躯体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前 資産の位置決定時	床版工		鉄筋組立て完了時	鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C板桁製作工 P C箱桁製作工 P C片押箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工機製作除く)	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	トンネル支保工		支保工完了時 (保工変化毎)	トンネル覆工		コンクリート打設前	トンネルインバート工		コンクリート打設後 鉄筋組立て完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時		鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板組み込み固定アンカー完了時		現場溶接工	溶接前 溶接完了時		現場塗装工	塗装前 塗装完了時	ダム工	各工事ごと別途定める		<table><tr><th>種 別</th><th>細 別</th><th>確 認 時 期</th></tr><tr><td>車道構造物 側壁工(側門・縦管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C橋壁 砂防壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝木体工</td><td></td><td>土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 仮組立て完了時 埋戻し前</td></tr><tr><td>躯体工 R C躯体工</td><td></td><td>資産の位置決定時</td></tr><tr><td>床版工</td><td></td><td>鉄筋組立て完了時</td></tr><tr><td>鉄橋</td><td></td><td>仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)</td></tr><tr><td>ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C板桁製作工 P C箱桁製作工 P C片押箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工</td><td></td><td>プレストレスト導入完了時 横組め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工機製作除く)</td></tr><tr><td>トンネル掘削工</td><td></td><td>土(岩)質の変化した時</td></tr><tr><td>トンネル支保工</td><td></td><td>支保工完了時 (保工変化毎)</td></tr><tr><td>トンネル覆工</td><td></td><td>コンクリート打設前 コンクリート打設後</td></tr><tr><td>トンネルインバート工</td><td></td><td>鉄筋組立て完了時</td></tr><tr><td>鋼板巻立て工</td><td>フーチング定着アンカー穿孔工</td><td>フーチング定着アンカー穿孔完了時</td></tr><tr><td></td><td>鋼板取付け工、固定アンカー工</td><td>鋼板組み込み固定アンカー完了時</td></tr><tr><td></td><td>現場溶接工</td><td>溶接前 溶接完了時</td></tr><tr><td></td><td>現場塗装工</td><td>塗装前 塗装完了時</td></tr><tr><td>ダム工</td><td>各工事ごと別途定める</td><td></td></tr></table>	種 別	細 別	確 認 時 期	車道構造物 側壁工(側門・縦管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C橋壁 砂防壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝木体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 仮組立て完了時 埋戻し前	躯体工 R C躯体工		資産の位置決定時	床版工		鉄筋組立て完了時	鉄橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C板桁製作工 P C箱桁製作工 P C片押箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工機製作除く)	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	トンネル支保工		支保工完了時 (保工変化毎)	トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後	トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時		鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板組み込み固定アンカー完了時		現場溶接工	溶接前 溶接完了時		現場塗装工	塗装前 塗装完了時	ダム工	各工事ごと別途定める		
種 別	細 別	確 認 時 期																																																																																										
車道構造物 側壁工(側門・縦管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C橋壁 砂防壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工 躯体工 R C躯体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前 資産の位置決定時																																																																																										
床版工		鉄筋組立て完了時																																																																																										
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)																																																																																										
ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C板桁製作工 P C箱桁製作工 P C片押箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工機製作除く)																																																																																										
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時																																																																																										
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時																																																																																										
トンネル支保工		支保工完了時 (保工変化毎)																																																																																										
トンネル覆工		コンクリート打設前																																																																																										
トンネルインバート工		コンクリート打設後 鉄筋組立て完了時																																																																																										
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時																																																																																										
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板組み込み固定アンカー完了時																																																																																										
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時																																																																																										
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時																																																																																										
ダム工	各工事ごと別途定める																																																																																											
種 別	細 別	確 認 時 期																																																																																										
車道構造物 側壁工(側門・縦管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C橋壁 砂防壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝木体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 仮組立て完了時 埋戻し前																																																																																										
躯体工 R C躯体工		資産の位置決定時																																																																																										
床版工		鉄筋組立て完了時																																																																																										
鉄橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)																																																																																										
ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C板桁製作工 P C箱桁製作工 P C片押箱桁製作工 P C押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工機製作除く)																																																																																										
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時																																																																																										
トンネル支保工		支保工完了時 (保工変化毎)																																																																																										
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後																																																																																										
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時																																																																																										
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時																																																																																										
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板組み込み固定アンカー完了時																																																																																										
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時																																																																																										
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時																																																																																										
ダム工	各工事ごと別途定める																																																																																											

改定（令和7年版）	現行（令和6年版）	改訂理由																																															
第3編 第2章 3-2-3-33 表3-2-13(2) 参考資料	第3編 第2章 3-2-3-33 表3-2-13(2) 参考資料	【修正】 国に準拠 栗石→割ぐり石																																															
表3-2-13(2) 参考資料 [たき火試験] 袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。 <table><tr><td>中詰め材割</td><td>割ぐり石 150mm</td></tr><tr><td>点火方法</td><td>ライター</td></tr><tr><td>たき火用材料</td><td>野原の草木（枯れ草、枯れ木）</td></tr></table> [煮沸試験] 網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。 <table><tr><td>浸漬温度</td><td>98±2℃</td></tr><tr><td>浸漬時間</td><td>120±10min</td></tr><tr><td>浸漬水</td><td>蒸留水</td></tr><tr><td>試験体の数</td><td>5個</td></tr><tr><td>乾燥温度</td><td>105℃</td></tr><tr><td>抽出条件(質量比)</td><td>網地：水＝1：500</td></tr></table> [飼育試験] 金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。 <table><tr><td>金魚の飼育時間</td><td>3ヶ月</td></tr><tr><td>飼育条件（質量比）</td><td>網地：水＝1：100</td></tr><tr><td>金魚の匹数</td><td>3匹</td></tr></table>	中詰め材割		割ぐり石 150mm	点火方法	ライター	たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）	浸漬温度	98±2℃	浸漬時間	120±10min	浸漬水	蒸留水	試験体の数	5個	乾燥温度	105℃	抽出条件(質量比)	網地：水＝1：500	金魚の飼育時間	3ヶ月	飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100	金魚の匹数	3匹	表3-2-13(2) 参考資料 [たき火試験] 袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。 <table><tr><td>中詰め材割</td><td>栗石 150mm</td></tr><tr><td>点火方法</td><td>ライター</td></tr><tr><td>たき火用材料</td><td>野原の草木（枯れ草、枯れ木）</td></tr></table> [煮沸試験] 網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。 <table><tr><td>浸漬温度</td><td>98±2℃</td></tr><tr><td>浸漬時間</td><td>120±10min</td></tr><tr><td>浸漬水</td><td>蒸留水</td></tr><tr><td>試験体の数</td><td>5個</td></tr><tr><td>乾燥温度</td><td>105℃</td></tr><tr><td>抽出条件(質量比)</td><td>網地：水＝1：500</td></tr></table> [飼育試験] 金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。 <table><tr><td>金魚の飼育時間</td><td>3ヶ月</td></tr><tr><td>飼育条件（質量比）</td><td>網地：水＝1：100</td></tr><tr><td>金魚の匹数</td><td>3匹</td></tr></table>	中詰め材割	栗石 150mm	点火方法	ライター	たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）	浸漬温度	98±2℃	浸漬時間	120±10min	浸漬水	蒸留水	試験体の数	5個	乾燥温度	105℃	抽出条件(質量比)	網地：水＝1：500	金魚の飼育時間	3ヶ月	飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100	金魚の匹数
中詰め材割	割ぐり石 150mm																																																
点火方法	ライター																																																
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）																																																
浸漬温度	98±2℃																																																
浸漬時間	120±10min																																																
浸漬水	蒸留水																																																
試験体の数	5個																																																
乾燥温度	105℃																																																
抽出条件(質量比)	網地：水＝1：500																																																
金魚の飼育時間	3ヶ月																																																
飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100																																																
金魚の匹数	3匹																																																
中詰め材割	栗石 150mm																																																
点火方法	ライター																																																
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）																																																
浸漬温度	98±2℃																																																
浸漬時間	120±10min																																																
浸漬水	蒸留水																																																
試験体の数	5個																																																
乾燥温度	105℃																																																
抽出条件(質量比)	網地：水＝1：500																																																
金魚の飼育時間	3ヶ月																																																
飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100																																																
金魚の匹数	3匹																																																

改定（令和7年版）

第3編 第2章 3-2-6-11

表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用

表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用

項 目	アスファルト 系 （ゴム入り） 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	2次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	
指触乾燥時間 （20℃）	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1
不揮発分（％）	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1,2 *2
作 業 性	塗りに作業に支障のないこと			JISK5600-1*1
耐 久 性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1

[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。
（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）
*2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

現行（令和6年版）

第3編 第2章 3-2-6-11

表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用

表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用

項 目	アスファルト 系 （ゴム入り） 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	2次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	
指触乾燥時間 （20℃）	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1
不揮発分（％）	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1,2 *2
作 業 性	塗りに作業に支障のないこと			JISK5600-1*1
耐 久 性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1

[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）
*2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

改訂理由

【修正】
表3-2-32(1)→
表3-2-32

第3編 第2章 3-2-6-11

表3-2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）ﾌﾟﾗｲﾏｰの品質

表3-2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）ﾌﾟﾗｲﾏｰの品質

種 類 項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間 （23℃）分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1
不揮発分％	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1,2 *2
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1

[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する
*2 試験方法はJIS K6833-1,2、JISK6387-1,2などを参考に実施する
[注2] 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による

【削除】

改定（令和7年版）	現行（令和6年版）	改訂理由																																																								
第11編 第5章 11-5-3-2 表5-2 種子の種類 <table><caption>表 5-2 種子の種類</caption><tr><td rowspan="2">草本類</td><td>外来種</td><td>グリーピングレッドフェスク、 ケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、 ホワイトクローパー、ペントグラス</td></tr><tr><td>在来種（郷土種）</td><td>ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ</td></tr><tr><td>木本類</td><td>在来種（郷土種）</td><td>ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ</td></tr></table>	草本類	外来種	グリーピングレッドフェスク、 ケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、 ホワイトクローパー、ペントグラス	在来種（郷土種）	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ	木本類	在来種（郷土種）	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ	第11編 第5章 11-5-3-2 表5-2 種子標準配合（1㎡当り） <table><caption>表 5-2 種子標準配合（1㎡当り）</caption><tr><th colspan="2">材料</th><th>区分</th><th>%</th><th>本／㎡</th><th>kg</th></tr><tr><td>ケンタッキー31F</td><td>草本</td><td>外来</td><td>15</td><td>600</td><td>0.113</td></tr><tr><td>ウィーピングラブグラス</td><td>草本</td><td>外来</td><td>15</td><td>600</td><td>0.016</td></tr><tr><td>ホワイトクローパー</td><td>草本</td><td>外来</td><td>10</td><td>400</td><td>0.023</td></tr><tr><td>ヨモギ</td><td>草本</td><td>郷土</td><td>25</td><td>1,000</td><td>0.028</td></tr><tr><td>メドハギ</td><td>草本</td><td>郷土</td><td>25</td><td>1,000</td><td>0.125</td></tr><tr><td>ヤマハギ</td><td>木本</td><td>郷土</td><td>10</td><td>400</td><td>0.246</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>100</td><td>4,000</td><td></td></tr></table>	材料		区分	%	本／㎡	kg	ケンタッキー31F	草本	外来	15	600	0.113	ウィーピングラブグラス	草本	外来	15	600	0.016	ホワイトクローパー	草本	外来	10	400	0.023	ヨモギ	草本	郷土	25	1,000	0.028	メドハギ	草本	郷土	25	1,000	0.125	ヤマハギ	木本	郷土	10	400	0.246	合計			100	4,000		【修正】 種子標準配合→種子の種類
草本類		外来種	グリーピングレッドフェスク、 ケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、 ホワイトクローパー、ペントグラス																																																							
	在来種（郷土種）	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ																																																								
木本類	在来種（郷土種）	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ																																																								
材料		区分	%	本／㎡	kg																																																					
ケンタッキー31F	草本	外来	15	600	0.113																																																					
ウィーピングラブグラス	草本	外来	15	600	0.016																																																					
ホワイトクローパー	草本	外来	10	400	0.023																																																					
ヨモギ	草本	郷土	25	1,000	0.028																																																					
メドハギ	草本	郷土	25	1,000	0.125																																																					
ヤマハギ	木本	郷土	10	400	0.246																																																					
合計			100	4,000																																																						
第11編 第7章 11-7-1-7 （表（指定主要資材（7品目）） <table><tr><td>指定主要資材 （7品目）</td><td>生コン（レディミキストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝</td></tr></table>	指定主要資材 （7品目）	生コン（レディミキストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝	第11編 第7章 11-7-1-7 （表（指定資材（7品目）） <table><tr><td>指定資材 （7品目）</td><td>生コン（レディミキストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝</td></tr></table>	指定資材 （7品目）	生コン（レディミキストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝	【修正】 指定資材→主要指定資材																																																				
指定主要資材 （7品目）	生コン（レディミキストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝																																																									
指定資材 （7品目）	生コン（レディミキストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝																																																									
	第11編 第7章 11-7-1-25 表（再生資材） <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>As量△%密粒再生</td><td>使用箇所</td></tr><tr><td>生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)</td><td>再RC-40(30)</td><td>使用箇所</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	As量△%密粒再生	使用箇所	生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)	再RC-40(30)	使用箇所	【削除】																																															
資 材 名	規 格	備 考																																																								
再生加熱アスファルト混合物	As量△%密粒再生	使用箇所																																																								
生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)	再RC-40(30)	使用箇所																																																								
	第11編 第7章 11-7-1-25 表（再生資源化等をする施設） <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>〇〇処分場</td><td>〇〇市〇〇町</td><td>L=5.0km</td></tr><tr><td>木くず</td><td>△△処分場</td><td>△△市△△町</td><td>L=10.0km</td></tr></table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=5.0km	木くず	△△処分場	△△市△△町	L=10.0km	【削除】																																												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																																							
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=5.0km																																																							
木くず	△△処分場	△△市△△町	L=10.0km																																																							
	第11編 第7章 11-7-1-25 表（処理概要） <table><tr><th>中間処理の場所</th><th>中間処理の方法</th><th>再生品の品質</th><th>利用用途</th></tr><tr><td>現場内</td><td>脱水・乾燥</td><td>第〇種処理土</td><td>路体盛土材</td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	現場内	脱水・乾燥	第〇種処理土	路体盛土材	【削除】																																																
中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																																																							
現場内	脱水・乾燥	第〇種処理土	路体盛土材																																																							

改定（令和7年版）	現行（令和6年版）	改訂理由																																																										
	第11編 第7章 11-7-1-25 表（建設汚泥処理土の品質区分基準） <table><tr><th>品質区分基準</th><th>指標等</th><th>試験回数</th></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td>○回</td></tr><tr><td>生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td>○回</td></tr><tr><td></td><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td>○回</td></tr></table> 第11編 第7章 11-7-1-25 表（建設汚泥の搬出施設） <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>〇〇処分場</td><td>〇〇市〇〇町</td><td>L=5.0km</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>エコパークかごしま</td><td>薩摩川内市川永野田町</td><td>L=10.0km</td></tr></table> 第11編 第7章 11-7-1-25 表（分解解体等の方法） <table><tr><th rowspan="7">工程毎の作業内容・解体方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体の方法(※)</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table> 第11編 第7章 11-7-1-25 表（再資源化等をする施設） <table><tr><th>特定建設資材廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>〇〇処分場</td><td>〇〇市〇〇町</td><td>L=5.0km</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td>△△処分場</td><td>△△市△△町</td><td>L=10.0km</td></tr></table>	品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数	○回	生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)	○回		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)	○回	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	建設汚泥	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=5.0km	建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野田町	L=10.0km	工程毎の作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法(※)	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=5.0km	アスファルト	△△処分場	△△市△△町	L=10.0km	【削除】 【削除】 【削除】 【削除】
品質区分基準	指標等	試験回数																																																										
品質基準	コーン指数	○回																																																										
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)	○回																																																										
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)	○回																																																										
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																																									
建設汚泥	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=5.0km																																																									
建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野田町	L=10.0km																																																									
工程毎の作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法(※)																																																									
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																																									
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																																									
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																																									
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																																									
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																																									
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																																									
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																																									
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=5.0km																																																									
アスファルト	△△処分場	△△市△△町	L=10.0km																																																									